

平成24年舟形町議会
第4回定例会々議録

舟形町議会

平成24年舟形町議会第4回定例会々議録

招集年月日 平成24年12月4日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 12月4日 午前10時 議長宣言
応招議員

1番	佐藤 勇	6番	大場 清之
2番	奥山 謙三	7番	野尻 益夫
3番	斎藤 好彦	8番	叶内 富夫
4番	佐藤 広幸	9番	八 歙 太
5番	加藤 憲彦	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ
出席議員 応招議員と同じ
欠席議員 7番 野尻 益夫

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
副 町 長	豊岡 信尋	地域整備課長	矢野 正
会計管理者	松田 清司	総務課財政管財班長	叶内 範夫
総務課長 兼産業振興課長	高橋 剛	教 育 長	伊藤 孟
健康福祉課長	高橋 明彦	教育委員会次長	伊藤 幸一
産業振興課長 兼農業委員会事務局次長	沼沢 弘明	産業振興課長 商工観光班長	大山 邦博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 有路 正文 主 任 大場 由美子

町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	承認第4号 平成24年度舟形町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認
2	議案第45号 平成24年度舟形町一般会計補正予算（第7号）
3	議案第46号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）
4	議案第47号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
5	議案第48号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
6	議案第49号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
7	議案第50号 舟形町公共施設整備基金条例の設定
8	議案第51号 舟形町若あゆ温泉「清流センター」等並びに舟形町ふれあい広場の指定管理者の指定

議員提出の議案の題目

No.

件 名

議 事 日 程

別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

5 番 加 藤 憲 彦 9 番 八 鍬 太

平成24年12月 4 日
平成24年第 4 回定例会第 1 日目
午前10時02分開議 欠席 1 名

事務局： おはようございます。開会前ですが携帯のマナーモード等の確認をお願い致します。

議長： おはようございます。只今の出席議員数 9 名です。定足数に達しております。只今から平成24年第 4 回定例会を開会致します。直ちに会議を開きます。

日程第 1

議長： 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名致します。3 番斎藤好彦君、8 番叶内富夫君の両名を指名します。

日程第 2

議長： 日程第 2 「会期の決定」についてお諮りします。

8 番： 会期の日程は、本日 4 日から 6 日までの 3 日間をお願い致します。

議長： 只今 8 番議員より、本日 12 月 4 日から 6 日までの 3 日間との発言がございました。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

議長： ご異議無しと認めます。よって会期は 3 日間とする事に決定致しました。

日程第 3

議長： 日程第 3 「諸般の報告」については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第 4

議長： 日程第 4 「議員派遣の報告」については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第 5

議長： 日程第 5 「町長挨拶、並びに行政報告」を受けます。

町長： 皆さんおはようございます。今日は、平成24年第 4 回12月定例町議会を招集しましたところ、非常に公私共にご多忙の中、全議員のご出席を賜りまして心から厚く御礼申し上げます。

今年の水稻の生育状況につきましては、融雪の影響で春作業の遅れがありましたが、7月から9月にかけて高温の日が続き平年以上の収穫量とはなったものの、高温障害或いはカメムシ等の被害が発生致しまして、米の品質の低下を招くことになりました。特にササニシキの1等米の比率27%が極端に低い結果となったようであります。JA全農山形では、平成24年度産米の1俵あたりの買い取り価格は昨年度よりも2,000円程度高く設定を致しました。本格的に販売を開始して3年目を迎えました「つや姫」の1等米を15,500円に。山形県の主力米であります「はえぬき」が14,700円に設定しております。「つや姫」の3年目の価格設定が、今後山形県の米価格に大きな影響を与えておられますので、設定した価格で今度推移していくことと願っております。野菜につきましても、品質によりまして価格の差が付いたようであります。ニラにつきましては融雪の遅れ、連日の猛暑により品質が低下し、収量の落ち込みに繋がったようであります。目標の1億円を大きく下回る結果となりました。ネギについては、出荷当初は価格が低迷しましたが、後半に入り関東周辺のネギが手薄となり、価格の上昇が続き、全体的に収益の増加となったようであります。昨年3月11日の東日本大震災発生から1年9ヶ月が経過しようとしております。今も福島県の被災者1家族の方が、舟形町で避難生活を送っている状況であります。町と致しましても、引き続き避難者の生活支援などを続けて参りたいと思っております。被災者支援のボランティア活動に参加する方が少なくなってきたようにも見られますが、被災地の仮設住宅で避難生活を余儀なくされている避難者に新鮮な野菜を提供したいと沖の原町内会の佐藤ツネヨさんが中心となりまして、自分の畑を「被災者支援農場」と命名し、若者達と支援活動を展開しております。これまで収穫したジャガイモを石巻市や名取市の仮設住宅に届けております。先月の25日には仙台市の仮設住宅で暮らしている避難者20人を農場に招き、地域の方と一緒に白菜とネギの収穫を体験致しました。泥濘に足を取られる悪天候でありましたが、参加者から久しぶりの笑顔が見られたとのことでした。収穫体験後は沖の原公民館で芋煮やなめこ汁が振る舞われ、地域の皆さんと有意義な心の交流を行うことができたようであります。これから大根や白菜を被災地の仮設住宅で暮らす被災者に配布する計画を持っているとのこと。町としてもできることについては積極的に支援していきたいと考えております。また3月11日以降、各町内会におきましても震災を教訓

として自主防災組織の設立に向けた活動が活発化しております。一昨年の太折町内会の防災訓練を契機に、昨年は木友町内会が実施し、今年度は11月に福寿野町内会、富田連合町内会がそれぞれ避難、安否確認訓練など本番さながらの地域防災訓練を実施しております。来年の1月には、堀内町内会が、冬期間の自然災害を想定し、地域を挙げて防災訓練に取り組む計画があります。また先月の29日に一の関町内会とまちづくり意見交換会を行った折にも参加者から来年に向けて自主防災組織の立ち上げに前向きに取り組みたいとの意見が多く聞かれました。来年の8月30日に最上支部、最上地方8市町村の総合防災訓練が舟形町を会場に行われることに決定しておりますので、更に自主防災組織の整備に向け、町としても支援して参りたいと思います。先月の13日、宮城県の大郷町役場において、大郷町と当町としては初めてになります災害総合援助の協定を締結致しました。地震等の災害が発生した場合、両町が相互に協力し合い応急対策や復旧対策を円滑に推進していくことを目的にしております。今後、各種団体の総合交流を通して顔の見える総合援助の体制づくりに取り組んで参りたいと考えております。11月21日の夕方、長沢第一町内で火災が発生致しました。幸いなことに負傷者等は発生しませんでした。なかなか鎮火せず、消防団の皆さんには長時間の放水を行うなど、底冷えの厳しい中大変ご苦労をお掛けしました。加藤団長以下消火に当たった135名の消防団員の皆さんに改めて心から御礼申し上げたいと思います。また大場議員を始め、各議員の皆さんも現場にかけつけて頂きまして本当にありがとうございました。長沢地区では41年ぶりの火災となりましたが、これから年末年始に掛けて火災等の発生が起らないように消防団と協力して火災防止の周知に努めて参りたいと思います。

山間僻地医療を解消する為、山形県ドクターヘリが先月の15日から就航を開始しております。当町内での利活用は現在のところありませんが、祝祭日を含めて、町内でドクターヘリの利活用がある場合には臨時の離着陸上ランデブーポイントの安全確認を行い、ドクターヘリの着陸の誘導を行うことになっております。当面の間、この安全確認と誘導を町職員が担うこととなります。事前の訓練を行うなど準備に当たってきましたが、これから降雪時期に入りますので、特に安全面には配慮し、絶対に事故等のないように万全の体制で挑んで参りたいと思います。

11月16日、党首討論の経過を踏まえまして衆議院が解散となりました。本日公示となり16日が投開票となります。本来であれば市町村の選管委員長、職長会議を開催し、事前の説明を受けてから選挙事務を行う手順となっておりますが、急な解散となり、県選管の会議も行われず、各市町村の選管が投開票事務の準備に当たっております。国民の関心が高い今回の選挙であります。政党の数も多く、類似した政党名もありますので誤りのないよう、公正で迅速な選挙となりますこと願っております。選挙期間中に照準を合わせたかのように、北朝鮮からのミサイル発射の情報が緊張感を高めております。平成21年4月5日に長距離弾道ミサイルが同年の7月4日には短距離ミサイルが北朝鮮から日本に向けて発射された事例があります。町における防災危機管理体制の確認を怠らず、緊急時には国県などの関係機関との情報収集、伝達等に支障が生じないよう冷静且つ緊張感を持ってミサイル発射事案に対処して参りたいと思います。

連日のように公務員の不祥事が続いております。最上管内の町村でも飲酒運転や公金横領等で懲戒処分を受けております。私達の町から飲酒運転等絶対に出さないよう、更なる綱紀粛正に努め、事故、事件等のない明るい町づくりを目指して参りたいと思います。

渡辺産業振興課長が12月1日付で退職を致しました。後任人事として12月2日付で高橋総務課長を産業振興課長に任命しました。当分の間、総務課長と兼務になりますが、各班長と連携を密にして職務に当たり職責を果たして欲しいと思います。

ここで定例会に提案しております案件に先立ちまして、9月定例町議会等の主な行事について行政報告を申し上げます。

まず1つは、県議会文教公安常任委員会の現地視察であります。現地視察が10月15日に行われました。大内委員長他6名の県議会議員が舟形町を訪れ、中央公民館の2階研修室で縄文の女神の里帰り展の様子や遺跡地の保存、整備に関する事、縄文の女神に関連する開発商品について説明を申し上げました。議員からは遺跡地整備に関しての県からの支援などについても話合われたのであります。

2番目、平成24年度の町採用試験を実施しましたところ、受験申込者数は37名でありました。9月16日に新庄市の日新小学校で実施し、第1次試験、筆記試験、適性試験を受験したのは35名でありました。1次試験を合格した12名を対象に10月21日保健センターを会場にして2次試験、作文、面接を行いました。厳正な試験結果を踏まえまして、11月5日に5名の受験者に合格通知を送付し、11月15日に内定通知を送

付致しました。5名の方については平成25年4月1日付で舟形町職員として正式に採用する予定であります。

3つ目と致しまして、10月26日山形県と県が経費を負担して西ノ前遺跡環境整備広域活用検討委員会が設置されました。委員には山形大学の下平教授をはじめとした有識者4名と地域代表者4名、県と町から各2名合わせて11名で構成されております。当日は会議に先立ち委員による現地視察が行われ、その後中央公民館で第1回の検討委員会が開催されました。検討委員会では規約の制定、正副委員長の選出、縄文の女神にこれまでの経過と現状、環境整備広域活用の検討に関する非コンセプト、遺跡地整備に関する課題などについて各委員から積極的な意見を頂きました。

4つ目と致しまして、10月31日から11月2日までの3日間、山形県議会総務常任委員会奥山誠治委員長他7名による県内の現地調査が実施されました。舟形町には10月31日に来場され、各議員からは国宝に指定された縄文の女神を活用した町や住民による地域活性化の取り組みについての質問がありました。和やかな中での意見交換となりましたが、その後堀内地区での現地調査が行われました。

5番目と致しまして、平成24年度の舟形町授受功労表彰式が11月1日に役場で行われました。この表彰は地方自治の振興や産業、経済の発展、学術文化振興等に貢献された個人、団体を対象に授与されるものであります。各種団体から推薦された個人、団体について授受功労表彰審査会で厳正な審査を行い、4名の方に授受功労表彰、6名の方と1団体に感謝状が贈呈されました。

6つ目と致しまして、9月6日に縄文の女神が正式に国宝に指定されました。このことは町民に取りましても大変名誉なことであり、山形県民に取りましても喜ばしいことでもあります。11月1日に縄文の女神国宝指定祝賀会が山形市内のホテルで開催されました。県知事をはじめ、県議会議員、町議会議員の皆さん、文化財関係者、町民の代表者など総勢136名の方々のご出席を頂きました。国宝指定の喜びの声や関連商品の紹介など、1時間余りの祝賀会でありましたが、祝賀ムードに包まれた心に残る祝賀会となりました。ご多忙の中議員の皆さんにもご出席を賜りまして大変ありがとうございました。

7つ目と致しまして、平成24年度の山形県町村長研修第2班の研修会が11月7日から9日までの3日間、愛知県そして三重県で行われました。1番目としまして愛知県大府市「JAあぐりタウンげんきの郷」の視察についてであります。平成12年にオープンした地産地消をテーマにした都市農村交流複合拠点施設であります。企業理念は「農と食、環境と福祉、文化をテーマとした健康安全の地域づくり」でありまして、土づくりを基本にした有機農業の実現、生産から加工、流通、販売、消費に至るシステムの構築、農業を核として商工観光と連携した地域複合農業の形態等の事業を展開してまいりました。平成20年度に地産地消優良活動で農林水産大臣表彰を受賞してまいりました。2番目の三重県伊賀市「伊賀の里モクモク手づくりファーム」の視察であります。この施設は昭和58年伊賀銘柄豚振興組合設立を発端として平成6年から現在の名称になったようであります。農業の体験を通して生産者と消費者、地域住民が触れ合う場所としてオープンしております。ウィンナーやパン、豆腐など手づくり体験教室の他、チーズ学舎や地ビール工房、農村料理の店やバーベキューレストラン、学習牧場、温泉、宿泊施設などが整備されてまいりました。現在の売り上げは50億円に迫る勢いだそうであります。3つ目の視察は、三重県多気町人口15,499人の視察であります。地元食材の地産地消、高校生の実習の場、地域活性化等を目標として五桂池ふるさと村に高校生レストラン「まごの店」をオープンしてまいりました。高校生による店の為、土曜日、日曜日、祝日のみの営業ですが、行列のできる人気店となっていた町でありました。

8番目が、ふるさと特養誘致活動であります。厚生労働省では高齢者居住を中心とした時代観の連携に関する調査を実施しているという情報を得た為、11月14日三菱総合研究所厚生労働省老健局高齢者支援課徳田毅衆議院議員に要望活動を行って参りました。調査を受託している三菱総研には厚労省から受託している調査に本町のふるさと特養整備の取り組みを反映して頂くよう強く要望して参りました。特に介護保険を担当している厚労省老健局高齢者支援課の深沢課長他3名の職員には、三菱総研の調査対象に本町の取り組みを追加して頂きたい旨の要望、そして都会と地方の問題が解決できる本町のふるさと特養整備の取り組みについて具現化できるように要望して参りました。

9番目と致しまして、11月18日来年4月に統合する4つの小学校の児童271人が舟形小学校を会場にして一同に会し、来春一緒に勉強する仲間の初めての合同学習会を行いました。保護者の参加もあり新舟形小学校の目指す学校目標、統合準備の状況などについても説明を行いました。また新舟形小学校の校歌や校章も披露され、各小学校で練習を積み重ねてきた新しい校歌を全員で合唱するなどして来春の開校に向

け大変有意義な合同学習参観となりました。

10番目であります、全国町村長大会が11月21日に東京で開催されました。東日本大震災から早期復興を図ると共に全国的な防災減災対策、新地方分権改革を強力に推進し、地方交付税を復元、増額して財源調整、財源補償の両機能を堅持することなど、8項目の決議と同修正と導入反対の特別決議が採択されました。以上10件について報告申し上げます。

さて本日、本会議にご提案申し上げます案件は、平成24年度一般会計の専決処分の承認について1件、平成24年度一般会計特別会計補正予算5件、条例の設定について1件、指定管理者の指定について1件、以上8件をご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう宜しくお願い申し上げます。尚、9月定例町議会以降の主要行事につきましては次頁に記載の通りでありますので説明は省略させて頂き、あいさつ並びに行政報告とさせて頂きます。宜しくお願い致します。

日程第6

議長： 日程第6 一般質問をお受けします。順次発言を許します。

2番： おはようございます。それでは通告書に従い質問をさせて頂きます。

最初に「いじめ問題について」いじめは大きな社会問題として大きく取り扱われております。文部科学省では、緊急の調査を実施するよう指示しています。更に学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイントの中に、いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であると示しております。舟形町のいじめの現状、対策等について質問します。①舟形町の小中学校においていじめはあるのか。②これまでいじめに対しての調査または対策としてどのような取り組みがあったのか。③移り行く学校教育の中で、いじめの対策として今後どう取り組んでいくのか。また、新しい取り組みなど何か考えがあるのか。④通学区域の弾力的な運用の中で、いじめを理由とする学校の変更を舟形町では認めているのか。以上4点について町長にお伺いします。

次に「最上小国川ダムについて」質問します。県は赤倉温泉上流に建設を予定する「流水型穴あきダム」の建設用取り付け道路の工事を始めました。20年越しの懸案がいよいよ動き出したと喜ぶ声の一方で、ダム建設は絶対に認められないという反対論も交錯しております。最上小国川は国内屈指の鮎の川と知られており、舟形町の大イベントである「若あゆまつり」の顔でもあります。今回の建設による影響として、鮎の生態系が打撃を受ける懸念があるとの意見もあります。当町の観光資源の重要な川となっています。今回のダム建設には賛成、反対の意見がある中で、町長の見解と今後どのように導こうとしているのかお伺いします。以上です。

町長： 2番奥山議員の4点のご質問にお答えします。

まず、第1点目の町内小中学校では、いじめがあるかのご質問ですが、昨年10月滋賀県大津市の中学生がいじめを苦に自殺した事件を受け、文部科学省では、今年8月から9月にいじめについての緊急調査を行っております。舟形町でも町内小中学校に照会し調査を行った結果、「いじめはない」との報告を受けております。また、教育委員会独自でも各学校へ取り組みについて点検調査を行っております。このことについては第2点目のご質問の答えになるかと思いますが、各学校共「いじめ」はなく、対策としては未然防止の観点から取り組みを重視した学校経営になっております。その内容は、定期的な児童生徒の教育相談、Q Uテストといった心理テスト等を実施し、児童生徒の実態や指導方法を各校職員会議などで共通理解を図り、方針を明確にして組織的・計画的に指導に当たることとしています。更に一昨年度から町単独事業の1つとして心身の健全育成も兼ねスクールカウンセラーも配置し、学校支援をしております。

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的、物理的に攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と国では定義を致しております。また文部科学省では「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うよう指導されております。第3点目のいじめ対策としての今後の取り組みについては、こうした定義や指導に基づき、各学校において、いじめられている児童生徒を徹底的に守り通すという姿勢を明示し、いじめられる児童生徒に対しては「社会で許されない行為は学校でも許されないこと」また、自身が行ったいじめについては「適切に責任を取る必要があること」を教えながら未然防止に努めております。更に現在いじめのない状況の中で保護者にも正しく理解して頂けるよう、機会をとらえて説明するよう、教育委員会に指導させております。次に第4点目の質問であります。現行では、行政区域内において保護者の申し出により、行政区域内での就学する学校の変更は、申し出を尊重し、教育委員会が認めてきております。このこ

とについては、毎年町の広報で町民に周知しております。また他市町村への区域外学校への就学については、学校教育施行令第9条の規定に基づき対応することができることとなっております。何れにしましても、いじめの問題は自尊感情を育みながら命の大切さを教えることが根幹であろうと言います。町のヴィーナス・プランの基本方針に命の教育を根底に捉えた「かかわり」と「挑戦」を掲げ、自分も他人も大切にできる児童生徒の育成を目指しております。今後ともいじめのない児童生徒の環境を保ちながら、平成25年に統合される新舟形小学校の経営案を検討しておりますので、保護者の方はもとより、関係機関との連携を図りながら指導して参りたいと思います。

次にダムについてのご質問にお答えします。ご存知の通り、最上小国川は昭和20年代から40年代にかけて度々大きな洪水被害が発生し、山形県が県事業として河道改修を行ってまいりました。幸いに舟形町でも河川改修（向屋地区、一の関地区）が行われ、大きな被害がなくなった経緯があります。この最上小国川ダムにつきましては、最上町が昭和62年9月に治水ダムの建設を県に要望し、更に平成19年5月に「穴あきダム建設促進」の署名が提出されております。こうした中、平成21年12月国土交通大臣から山形県県知事に「できるだけダムに頼らない治水」の通達に基づき新たな見直し基準を設け、次の26項目について検討されるように要請があったのであります。1つはダム、2番目ダムの有効活用、3番目が遊水地、4番目が放水路、5番目が河道の掘削、6番目が引堤、7番目が堤防の嵩上げ、8番目が河道内の樹木の伐採、9が決壊しない堤防、10が決壊しづらい堤防、11が高規格堤防、12が排水機場、13が雨水貯留施設、14が雨水浸透施設、15番目が遊水機能を有する土地の保全、16が部分的に低い堤防の存地、17が霞堤の存地、18が輪中堤、19が二線堤、20が樹木帯の整備、21が宅地の嵩上げ、22が土地利用規制、23が水田等の保全、24が森林の保全、25が洪水の予測、26が水害の保険等、この26項目を受け、山形県ではダム検証に係る検討の結果、次の4つの治水対策対応方針（素案）を決定しました。1つは流水型ダム、2つ目は流水地案、3つ目は放水路案、4つ目は河道改修案であります。この4つの案を軸に、更に安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域への影響、環境への影響の7つの観点からこれを協議する為に最上小国川流域の治水と活性化を考える懇談会、更に最上小国川治水対策検討会議、そして住民説明会及びパブリックコメントの開催にて対応方針（案）の決定がなされたのであります。舟形町では、山形県の方針作成過程の中で流域町村として「最上小国川の治水と活性化を考える懇談会」を平成22年3月、8月、11月の3回開催しております。座長が副知事他17名の委員からなる懇談会であります。と同時に環境部会7名、防災部会8名、観光部会6名、農林水産部会9名からなる「治水と活性化を考える部会」の中で、舟形町では環境への影響検討、ダム以外の対応案検証等々、意見を申し上げてきたところでもあります。また最上町と最上町の議会、舟形町と舟形町の議会、更に県も含めた「最上小国川治水対策検討会議」を行い、会長は最上総合支庁長であります。開催されましたが、前に申し上げました最上小国川の治水と活性化を考える懇談会と同様に「地域住民や漁業関係者、環境団体等」に対して十分な調査と説明を行い、理解と協力が得られるよう努力して貰うことを再三再四申し上げてきたところでもあります。その他にも、河川の専門家や住民代表、担当課長などによって構成される「最上小国川流域環境保全協議会」の開催もあり、その中でも生態系に影響がないのか、或いは「鮎」への影響の有無について検討して頂いた経過があります。このような経過を踏まえまして、山形県では最上小国川の治水対策として流水型ダム（穴あきダム）案を最良の治水対策として決定されたのであります。舟形町では、この県の「最上小国川ダム事業の検証に係る対応方針（案）」について、了解する中で山形県には地域住民、或いは漁業関係者が懸念する事業の必要性や環境、生態系について、今後とも十分な調査と丁寧な説明を行い、理解と協力が得られるようお願い申し上げたところでもあります。何れに致しましても、基本は住民の安全安心であります。県では流水型ダムを作るという方針であります。今後共に地域住民、或いは関係団体からしっかりと理解を得る努力を最後まで行って頂くよう、要望申し上げたいと思います。以上です。

議長： 再質問を許可します。

2番： 舟形町では「いじめはない」という回答でありますけれども、正直申し上げまして、これまでの意識としてやはり自分の学校からいじめがあるということになりますと、学校の評価が下がってしまうところで、意識で大きな差があったのではないかと感じております。今回発表されました全国の調査結果は、上半期で14万件程あったというところでもあります。その内容等を調査してみますと、1番が「地域でのバラツキがあった」ということです。山形新聞社説に載っておりましたが、1つは、鹿児島では6人に1人の割合でのいじめがあったということですが、逆に福岡県では1,000人に1人ということで、地

域によってバラツキが多かったという報道があります。そういう中で、疑うつもりはありませんが、全然ないということが本当なのかという素朴な疑問です。そういったところで町長にお聞きしたいのは、これだけ全国的に14万件程のいじめが発生しているということで、そのいじめが発生している原因等について町長はどのような認識を持っているのかお聞きします。

町長： 今奥山議員が申したように新聞紙上でもバラツキがあるようです。鹿児島が1番多くて、1番少ないのが佐賀県であります。これを見ますと佐賀県は高校生などを含めた数が132件しかなかった。或いは鹿児島県では30,877件ということで、非常に格差があることが分かります。考えてみますと一般論で捉え方の問題ではないかと思えます。かなり今回の14万件云々といういじめがどのような定義であろうとも暴言とか色んな動作がありますが、かなりそういう動作を軽くしながらも「先ず出して下さい」という調査ではなかったかなと思えます。ただ佐賀県が少なく鹿児島県が多いということは、その県の考え方と申しましょか、学校の考え方と言いますか、そういう面もあったのかなと思えます。いじめの定義は色々ありますけれども、今回の文部省の調査は第1回目の調査ではないかと思えますし、先ずいじめらしきものは全部出して、これからのいじめに対応するこの定義と申しましょか、いじめに対応するような体制づくりが1番大事な要素ではないかと思えます。いじめの問題については「隠す、隠す」という風潮もございまして、そういうことがないようにしっかり学校現場と教育委員会が連携を深めながら、いじめらしきものは全部出して、その結果をどうするかということが1番の良い手順ではないかと思えます。

2番： このいじめに関しては、これだけ大きな社会問題という中で、やはり学校だけでは解決し得ないだろうと考えております。町の中には当然教育委員の方がおり、教育委員会があって、学校があって、保護者があって、地域があるということで、これらが一体となって対応していかないと事の解決にはなかなか向かえないのかなという感じがします。その中で教育委員なり、教育委員会なり、学校、保護者、地域の役割と申しますか、その辺をどういった形で、この方々がどういうふうに分担を担っていくという具体的な役割分担と言いますか、この辺についてお聞きしたいと思えます。

町長： 役割分担は後で教育委員長なり、教育長から答弁させますけれども、私が感じると言いますか、いじめの概念は、やはり学校は1日の中で固定的な建物と言いますか、日常的な中で固定的な概念が非常に強いのが学校ではないかと思えます。その中で例えば町民の方が学校に「1つの学校という世界」ではなくて、「もう1つの世界を学校の中に作ること」がいじめをなくす大きな要点ではないかと思えます。日常的に今読み聞かせ活動もやっていますけれども、とにかく学校にもう1つの世界を作りながら、子供達にもう1つの世界があるということを思わせるような環境が大事だと私は感じます。これは少子化も原因の1つです。ですから授業参観もやっていますけれども、部活を町民が指導することも良いのではないかと思えます。学校の先生だけではなくて、町民も学校に入って部活を指導する或いは中学校卒業した方は小学生の面倒を見るとか、もう1つは保護者の皆さん、PTAの皆さんが例えば夜間でも日中でも毎月社会教育学習をするとか、常に学校と人が交わる環境づくりがいじめをなくす大きな要因ではないかと思えます。それによって生徒が学校に来る親、先輩、地域の方々に話し易い環境を作ることもいじめをなくす大きな要因ではないかと常々思っておりました。

教育長： それでは町長が総論的な形でご説明したところに尽きる訳ですけれども、もう少し具体的に説明させて頂きたいと思えます。私達教育委員会は、大きな教育の目標として子供達に接する場合に「地域に育ち、地域を育てる町民の育成」という形で、子供達を育てる場合については、地域の方々から色々な協力を得ながら子供達を育てていくということをお前提にしております。そしてその中で育った子供達が大人になった時に、またその時代の子供達を育てていくということを念頭におきながら舟形町の教育に当たっています。今ご質問にありましたいじめの問題につきましては、私達は小さな問題であっても常に公にしていこうという形で、教育委員会の中では、学校と話し合いをしながら全てを公開していくという考え方で、いつでも町民の方々には説明できるようになっています。またいじめの問題が発生することによって学校長、学校の評価が下がるのではないかという心配をしている訳ですけれども、現時点では、そういうことについて学校評価の基準がございませぬので、できるだけ子供達に立った立場になっておりますので、先生や学校の面子については、私達はその評価の対象の基準にしておりませぬ。そういうふうな中で色々な役割分担をしながらやっていますけれども、特に子供達は色々な事象によって行動に取ることがありますので、常日頃から先生方から子供達の関わりについて情報を提供して頂くということがありますので、子供の動きについても私達はできるだけ小さな動きでもキャッチするように、先程も説明あり

ましたQUテストという子供達の心理状況を調査するテストがあります。子供達同士の仲間づくりの問題、学習における子供の状況、また学習した状況を子供達がどの位理解しているのかを座標化することによって、学級全体、学校全体を見回すことができるという極めて簡単なテストですが、そういうところを子供達から本音を聞いて頂くということからそれらを材料として学校で検討していくという考え方をしています。できるだけ問題が起きてからではなくて、今言ったQUテスト、教育相談は未然に防ぐということを前提にしております。そういうことで小さな動きをキャッチすることが大切ではないかと思えます。そういうところは舟形町のヴィーナス・プランということで皆さんからも社会的に認知して頂いておりますように舟形町の子供達は3つの力と2つの心を備える子供達を育成したいということで、毎年のように父兄の方々に協力頂く中で、町民の方にも広報を通じて使命を頂いて兼務しているところです。要するに子供達の心を育てることが大きな課題でもありますし、いじめの問題等を解決していく、発生させないということになっていくと思えます。また、教育委員会では社会教育という部門も担当しておりますので、PTAの活動などで応援をお願いしていくということ、学校においては常に学校を開放しておりますので父兄の方々、地域の方々から足を運んで頂いて子供達の学校生活を見て頂く、そして色んなことに気付いたら学校長なり、教育委員会に通告して頂くという働きかけもやっているところであります。先程言いましたように、「地域全体の中で子供達を」というふうに目指しながらやっています。新舟形小学校をこれから誕生させていく訳ですけれども、それらを大きな命題として現在準備委員会やPTAの会合がある度にそういう心配がない学校を作っていきたいということで、ご意見を賜りながら新しい学校づくりを目指しているところであります。

2番： いじめにつきまして来年4月に小学校が統合する中で、これまでですと非常に使い存在の小学校という関わりがあった訳ですが、統合することによって今まで近かったものが遠く感じてしまうということが懸念される訳であります。是非これまで同様の学校との付き合いができるよう、統合について進めて頂きたいというお願いであります。次に最上小国川ダムについてでありますけれども、町長の答弁を聞いていますとこれまでの経過報告という感じしかなかったと思えます。町長に期待するのは、今後どのように導いていこうとしているのかという1点に尽きる訳でありますので、これについてももう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

町長： 経過と申し上げましたけれども、この問題は20数年間続いていた訳です。最上町で治水対策ということでダムの請願書を出した以来、20数年経つ訳であります。現在懇談会は、県の本庁とする懇談会と最上の合庁とする懇談会の2つありました。県の本庁で3回、最上合庁は2回でした。私は5回出席しましたけれども、その時に本庁での懇談会の時に最初に感じたのは、何故このように20年間も溝の深い課題になったのかということ考えた時に、やはり1つは信頼関係、それとそれに反対する方々に対する県の対応が万全であったかということを一歩思いまして、再三この質問を致しました。ただ県の方ではダムということの当然、念頭に置きながらの進め方ありますので、私が申し上げたのは赤倉地区の治水の方法論はダムであり、或いは河道改修であり、この赤倉地区の住民の安全安心を計るのが大前提であろうと申し上げながら、国交省のダムに頼らない治水対策ということを加味しながら赤倉地区の安全安心を大前提にしながら、この活性化懇談会を進めましょうということでスタートしたのであります。そういう認識でありましたけれども、なかなか結論が見出せないということがありましたけれども、私はこの大前提の中で河道改修、或いは堀内地区の用水機の排水の下場という提案も申し上げてきました。ただ冒頭に言った通りにダムという固定観念もあるのだらうと思えますけれども、私は下流域の方として今ご質問の通りに若あゆまつりや小国川は舟形町の母なる川でもありますし、4,500年前からきれいな川であったことも申し上げてきましたし、もう1つはダムという前歴や実績もないという環境に対する不安もあると申し上げてきました。実証もありませんので、そういう不安も舟形町は持っているということも申し上げてきましたし、そういう環境の面に配慮したものを何とかお願いしたいと。そしてダムが最良であると県は決定した訳ですけれども、その決定する際についても実は先程7つのコスト高や安全性で評価を言いましたけれども、反対する方々の同意を得ないとこの問題は国交省にいったとしても、なかなか難しいでしょうということを活性化委員会や懇談会委員会で私は申し上げてきました。必ずこういう問題が起きるということを上申上げてきて、そうだとすればこの環境団体や漁業団体、その他団体色々ありますけれども、それらに十分な理解をしていかないとこの問題は解決しませんと申し上げてきましたので、先程申し上げた通りにダムの必要性も反対する方々に説明をして、更に最後の最後まで説明して、そして了解を得ながらこの

事業を執行して下さいということをご希望して参りたいということで、先程申し上げた訳です。以上です。

2番： 是非町長にはリーダーシップを取って頂いて、只今回答にあったような形で進めて頂きたいとお願いしまして、これで一般質問を終わりたいと思います。

議長： 以上を以て、2番奥山謙三君の一般質問を終結します。続きまして3番齋藤好彦君。

3番： 私からは「雪に強いまちづくりを」と題しまして質問させていただきます。2年連続の豪雪に見舞われ「特別豪雪地帯」に指定されている本町に取りましても試練の時期を迎えました。本年の克雪対策は万全なのでしょうか。「町民と協働して効率的な除雪体制に努める」と総合発展計画でも謳っている通り、安心して暮らせるまちづくりを目指す必要があると考えます。除雪体制については、各町内会と町と業者さんとの十分な事前打ち合わせをするなど協議を重ね万全を期す必要があると思います。特に堆雪場所につきましても、地権者の方々から様々な苦情も聞かれることから排雪時期や回数など十分に連携しながら地権者に不安を与えないような対応が必要であります。除雪の状況などについて、各町内会と町が連携して定期的に巡回するなどの対応も必要であり、業者さん任せの除雪体制ではなく、町民も行政も一体となった「雪に強いまちづくり」への取り組みが必要であると考えます。本町と致しましても一人暮らしや高齢者世帯への除雪に関わる様々な対応策を講じておりますが、まだまだ該当される方々に十分に周知されていないのが現状ではないのでしょうか。一人暮らしや高齢者世帯が増加している現実において、町内会長さんや民生委員の方々の行動範囲にも限度があると考えます。役場職員の地区担当制を設けるなどして町と町内会と民生委員の方々と連携することによって、より充実した対応が可能になると考えます。また、数年前から各町内会におきまして、自主防災訓練が実施されておりますが、避難場所に指定されている公民館前は堆雪場所になっている町内会もあります。このような場所につきましても、地震などの災害を想定し、定期的に除排雪するなど特別な対策も必要であると考えます。冬本番を迎え「安心して暮らせる雪に強いまちづくり」について町長のお考えをお伺い致します。

次に「観光産業の振興策は」と題しましてご質問させていただきます。「縄文の女神」の国宝指定を受け、様々な取り組みが行われておりますが、まだまだPRの余地はあると思います。先日の中学生議会におきましても「縄文の女神」に関わる質問や提案なども数多くあったように、中学生の皆さんも「縄文の女神」を活用して町を元気にしようと考えてくれております。発掘現地の整備については検討委員会を立ち上げ、検討しているようですが、委員会の検討結果を待っているだけではなく、中学生の提案にも耳を傾けて前向きに検討すべきであると思っておりますがどうでしょうか。また「縄文の女神」に関わる展示は民俗資料館でおこなっておりますが、施設のスペースが狭く十分な展示とは言えないのではないのでしょうか。

「国宝」になったとは言え、本物の土偶が展示されている訳でもなく、全てが中途半端な施設であり、舟形町を訪れてくれる方々は満足しているのでしょうか。昨年、ご提案致しました「観光築場」の件はどうなりましたか。確か検討するというご答弁でしたが、検討結果について何も報告を受けておりません。

「やるなら即やる」「できないならできない」と明確にするべきであると考えますが、町長どうでしょうか。「舟形町は国宝があって良いですね」とよく言われますが、他の町村から羨ましがられる程「縄文の女神」を活用していないのが現実ではないのでしょうか。国宝指定という現状に満足することなく様々な角度から検討を重ね、舟形町の特性を生かし「温泉」を核として「縄文の女神」「鮎」そして「猿羽根山」を線で結ぶような観光産業の振興に取り組むべきであると考えます。町長のお考えをお伺い致します。

町長： それでは3番齋藤好彦議員のご質問にお答え致します。22年度、23年度を2ヶ年続けての豪雪には、町民の皆様も雪の後始末に大変苦労されたものと存じます。議員が言われる通り、町の総合発展計画「第2章 安心して暮らせる住みよいまちづくり」の中に「克雪・利雪のまちづくり」があり、そこで「町民と協働して効率的な除雪体制をつくり、より快適な雪国での生活現実に努めます」と表記されております。町道の除雪計画は冬期間における生活基盤の確保と地域の産業、経済活動を守る為、その中枢である主要幹線道路の確保に全力を尽くし、交通渋滞を解消すべく1車線以上の道路の確保並びに家屋連担地、人口密集地域の除排雪を行い、町民の安心・安全な生活を守ることを目的として行っています。町の除雪体制は、ロータリー10台、ドーザー2台の計12台で町内全域を行うこととなります。出勤条件につきましても、午前2時と4時の段階で確認し、積雪10cm以上であれば出勤致します。午前2時であれば2時30分頃出勤し、4時であれば4時30分頃の出勤となります。予定作業終了時間は7時30分頃を目途としています。それ以外、日中に10cm以上積もった場合、町で指示を出して出勤させることとなります。路線を

除雪するに当たり、当然のことながら投雪する箇所や堆雪する箇所の協力が必要なのは言うまでもありません。込み入っている箇所や住宅が密集している箇所につきましては、土地所有者等と話をしながら承諾を得て、投雪や堆雪をさせて頂いております。公民館が堆雪場所となっているのは、1町内会だけであり、公民館に支障がある状況になれば、町で排雪するよう努めています。他は各町内会で其々玄関前や建物周辺の除排雪を行っているようであります。また、排雪につきましては通常の降雪量であれば、年1回で済みますが、昨年のような豪雪の場合、投雪できない状況になれば、その都度排雪を行っているところであり、請負った会社や地権者の方々とも打ち合わせをしながら、排雪時期や回数を検討して参ります。巡回につきましても、業者からの連絡、或いは地元からの連絡もありますが、担当が状況を見て、路線の見回り、パトロールに出向いて確認するようにしています。町民の安心・安全な住みよいまちづくりの為、快適な道路除雪を行うよう、今後とも務めて参りたいと存じます。1人暮らしや高齢者世帯への除雪の支援を受ける方々への周知が十分でないとの指摘であります。町では毎年広報12月号に高齢者世帯等の除雪サービスについて掲載し、広くお知らせをしております。しかし、この除雪サービスには要件があり、誰でも受けられるものではありません。ご承知のことと思いますが、対象者は自力または親族の支援ができない世帯であって、65歳以上の高齢者世帯または心身障がい者のみの世帯であること。更に所得者が非課税の世帯となっており、この3つの要件に該当することが条件となっております。つまり自立が大前提であって、どうしても無理な方が民生児童員に相談し、役場でその審査をして行政で支援しなければならない方を支援していくこととなります。また平成21年4月1日からは、災害時要援護者支援プランも策定し、民生児童員さんを中心に隣近所で支え合う仕組みも作っており、災害に限らず平常時においても電気がつきっぱなしになっていないか、雪の状況はどうかなどの確認も行って頂いており、地域で支え合う仕組みも試行錯誤しながら進めているところでもあります。また町では支援する方に対しては、屋根や玄関前の除雪の委託金を毎年のように増額や改正をしております。これらの方々をはじめ支援の対象にならない方々に対しては、地域で対処して頂きたいということで、地域の支え合い事業のモデル事業を展開しております。色んな課題の解決の為努力しているところです。ただ、町内会によっては支え合いができていない町内会もあります。行政が入らない方が良いのではないかと町内会の意見もあります。地域支え合い事業の結果や町内会長と民生児童委員との話し合いを行っておりますが、それらも踏まえ、該当者の方々への周知方法について今後検討して参りたいと考えております。ただ、問題もある訳でありますから1つの試みとして2月10日、11日に地域おこし協力隊が主催して雪かき応援隊を募集することとしております。行政の支援の対象にならない方など、除雪と温泉と郷土料理を食しながら舟形町をPRする計画であります。都会の方々の方も借りる、このような仕組みも作りながら地域の課題を少しでも解決して参りたいと思います。また、11月2日の中学生議会において政策提言がなされました中学生や高校生、一般の方々のボランティアの募集も行い、更に山形県が今年度から制度化しました除雪ボランティア登録制度「やまがた除雪志隊」とも連携を図りながら、実施して参りたいと思います。

2点目の「観光産業の振興策は」というご質問であります。発掘地の整備を検討委員会の検討結果を待たず、云々というご質問ですが、遺跡地を整備するには文化庁が示す史跡等整備の手引きに寄らなければなりません。先ず国民共有の財産である史跡等の本質的な価値を保存し、次世代への確実に繋げていくことが基本となっているようであります。つまり保存と活用の2つのことについて、1つ目として整備の理念を立てること。2つ目、計画・設計の原則と方向性を示すこと。3つ目が、技術の体系を統計立てて整理することの3項目について手引きに従って進めなければならないと思います。また、4月に入りまして縄文の女神アイデア大募集を色んな企画の提案がありましたが、これらの具現化に向けて予算を頂きながら進めておりますが、前にも申し上げた通り、行政が行うべきこと、町民の方々が行うべきことがあります。今までの業務に加えて、やれることは最大限、スピード感を持って行っており、切手、年賀状、サブレなど23種類が既に販売をしております。そして今、縄文の女神のお酒など3種類が現在開発中であります。また、2年連続でCM大賞特別賞も受賞することができ、90回のCMが流れることとなっており、今後も頂いた企画を含めハード・ソフト両面から展開して参りたいと思います。次に歴史民俗資料館についてであります。「縄文の女神」に関しては来年も企画展等を催しながら、町民の意識の高揚を図っていきたくて考えております。ご指摘の通り現在の民俗資料館では展示スペースも狭小であり、展示品も限られておりますので、企画展等につきましては中央公民館の1室を利用するなど考えて参りたいと思います。また、施設そのものについては一部老朽化が進み、手狭であることが課題とされております。猿羽根山と

いう観光地の中にあり、資料館を単独での整備ではなく、猿羽根山全体としての整備計画の中で見直しの検討させて頂きたいと考えております。

次に築場の設置について答弁致します。昨年12月の議会でご質問頂きました築場の設置であります、その背景には「小国川は鮎釣りで有名だが、鮎を食べられる場所がよく分からない」という要望に対応する為、7箇所の築場の活用について築会の方々と漁協、町内飲食業者の方々も含めた懇談会を開催するという答弁を行いました、その中で第1回目の懇談会を開催し、「天然鮎が食べることができ、釣り情報の提供、鮎の特産費を買うことができるような施設」について協議を行いました。具体的には平成24年3月23日築会3団体、町内飲食業者7業者及びゴルフ場、若あゆ温泉、小国川漁協の関連団体から参集して頂き、会議を開催したところであります。会議では「鮎の特産品開発、釣り情報の提供、天然鮎をその場で食べる」という提案に対しましては、既設の築場では職員配置の問題、他の築場との競合、水道や営業許可の問題などもあり、「非常に難しい」という意見が多数出されたところです。意見の中に「手がいっぱいできない」という発言や新規に「やりたい」「やってみたい」という団体、業者はなかったようであります。観光築場の設置というものは、民間が主体となった築場の整備を築場会、漁協、飲食店会、民間業者へ働きかける中で意識の高揚、取り組みの醸成を図って参りたいと考えております。その為に補助事業の活用、ノウハウも含めた町の支援を十分に行って参りたいと考えています。

次に若あゆ温泉を核として「縄文の女神」「鮎」「猿羽根山」の資源を有機的に結び付ける観光振興の質問についてお答え致します。第6次基本計画を示しているように「観光を総合産業」として位置付けております。この基本計画に基づき、教育旅行、被災者を対象とした農業体験や自然体験を主とした「体験型観光」を行っております。併せて「縄文の女神」の活用を図り、縄文の火祭りの開催、猿羽根山峠に建立した芭蕉句碑の活用を図り、歴史に思いをはせる羽州街道などの名所、旧跡を巡る「資源活用型観光」も行っているところであります。また、ヒストリックカーミーティング in 舟形や若あゆまつりの生中継などを組合せ、メディアによるPRと連携した「イベント開催型観光」を進めております。これらを有機的に推進するには行政主体から民間主導型に改革を進める必要があります。その担い手となる「観光情報館」「舟形振興公社」との連携を図り「ブナの実21」或いは「若あゆ交流塾」「観光ボランティア協会いぶしの里案内人」「NPO法人東北リサイクルネットワーク研修会」「TMプロジェクトf」などの関係団体ともより一層の連携を図りながら進行して参りたいと思います。その為にネットを活用とした情報発信を行いながら舟形ファンクラブ会員の募集、拡大を図り、資源を有機的に結びつけ、力強く進めて参りたいと思います。現在舟形町では、新たな観光振興策として基幹産業である農業を中心とした新たな産業振興を図ることを目的に地域の関係機関や団体、農業生産組織、企業、消費団体等を連携する「産業推進本部」を組織して、農業を中心とした6次産業化を推進する「舟形地域連携プロジェクト」を創設しています。今年度から3ヶ年プロジェクトにより、舟形町と長年交流している方々との提携を通して、「安全・安心」な農産物を直接販売する産消連携（CSA）の仕組みづくりを構築する為、民俗研究家の結城登美雄氏をアドバイザーに依頼して「商店街友好都市との交流に関する基本協定」を提携している港区民や児童交流を行っている世田谷区、代沢、山崎小学校区民を対象に実施する計画です。更には、被災者支援で連携している仙台市の被災者を対象として新たな交流を試行しております。事例として11月25日に沖の原町内会と連携して、仙台市宮城野区扇町に設置された仮設住宅に入居している被災者14名が「白菜、ネギ」を収穫する農業体験、舟形町で生産された最上早生そば粉を使用してのそば打ち体験、舟形町で生産された「なめこ、里芋、ネギ」を使用した「なめこ汁、芋煮汁」や「大根、白菜、青菜」を使った漬物での昼食、地産地消。被災で疲れた体を癒す若あゆ温泉での入浴、資源活用型観光を満喫して頂きました。被災者支援が縁で広がる「新たな舟形町の産業振興と観光振興策」と考えております。以上であります。

議長： 再質問を許可します。

3番： 先ず除雪の関係でございますが、除雪の方法とか堆雪場所の指定とか、先程申し上げましたが、町内会と町と業者で事前協議などを行っているのでしょうか。町民の声を聞くという基本的なことではないかと思いますが、私はこういう協議をする場が必要であると考えますが、町長はどうでしょうか。

町長： 私もその通りだと思います。

3番： それでは堆雪場所でございますが、そういう場が必要であるということで話合いも行っているというご答弁でございますが、堆雪場所につきまして地権者にどのような方法でお願いをしているのか具体的にお伺いします。

町長： それでは具体的な方法は矢野課長よりお願いします。

地域整備課長： 堆雪場所の協議でありますけれども、堆雪場所が必要な箇所につきましては、町内会長さんを通して「何処に捨てれば良いか」ということを協議しながら、土地の協力者とも話をしながら捨てていくということになっております。

3番： 今、町内会長さんを通じてというお話ですが、地権者の方々から様々な苦情がございます。先程も申し上げたように堆雪場所が少なくなっております、そこに山積みにして、何時排雪に来るのかも分からないという状況は地権者が大変不安に思っているところもございます。そのような箇所につきましては、何回も地権者の方と話し合いをすることによって不安を解消して、快く土地を提供してくれるのではないかと考えています。春先の農作業の遅れなど、また、堆雪することによって石ころや様々な不要物も混入します。そういう不安も地権者は持っています。先程話をしているということですが、私が確認した方につきましては、まだ町から「今年も雪をお願いします」という話は来ていないというところもありますので、具体的に本当にやっているのかを伺いたいと思います。

町長： 今議員からお話があったように、今でもそうでしょうけれども、排雪する場所或いは投雪する場所などはやはりしっかりと地権者、町内会長さんと役場で連携を密にしながらするべきであると思います。まだやっていないとすれば、即急にやらせたいと思います。それから今はどういふふうになっているのか分かりませんが、昔は砂利道であれば、田んぼに随分砂利が飛びまして、後始末も大部課題になったようであります。その時は地権者の方から、この砂利拾いも地権者の方に有償で協力してもらいたいという経緯もありますので、その辺もスムーズに行えるように先ず事前に堆雪場所、投雪場所する場所というご理解を頂きながら、後始末も地権者の方の協力を得ながら、役場もするというにすることが1番ベターな方法であろうと思いますので、そういう方向性で進められるように指示していきたいと思います。

3番： 今の話ですと、課長はもうしていると言っており、町長はこれからやるという話ですが、その辺どちらが本当なのですか。

町長： 私が言ったのですか。そうですよ、これからして下さいと言いました。

3番： 先程、これからやると言いました。

町長： やるとは言っていません。

3番： 先程やると言っていましたが、まだやっていないのですか。

町長： はい。

3番： わかりました。それでは早急にやって頂きたいと思います。早急と言うのは、既に1回雪が降っているので、何故今頃から地権者の方々へお願いをするのかということをお願いしたい訳です。私が今日言わなかったら、話し合いはしなかったのではないですか。毎年やっているのですか。町内会長さんにもお伺いしましたけれども、町内会長にもそういう話はきていないし、地権者の方にも毎年何も話をしていないということでもあります。そういう基本的な事が大事ではないかと思いますが、その辺り、今までの経過も踏まえてお願いします。

町長： 私と矢野課長の意思疎通が無く大変申し訳ありませんけれども、やっていないとすれば甚だ遺憾でありますので、早速させるようにしながら今までの経過については矢野課長から説明させます。

地域整備課長： 今、斎藤議員が言われるように通常、今までやってきた堆雪場所、投雪箇所につきましては今まで通りやっていくような形で町としては考えておりました。ただ新たに出てくる堆雪場所、それからまだ話をしていない地権者の方がおるとすれば、先程町長の言われた通り、これから大至急そういう方と話をしながら進めて参りたいと思います。

3番： それでは早急にその話を進めて頂きたいと思います。質問を変えます。答弁の中で除雪の出動と言いますか、午前2時と4時に判断をしまして出動しているという話ですが、除雪のコースを定期的に変えて頂けないかという要望もあります。と言いますのは、朝3時とか4時に来るコースと出勤前ギリギリに来るコースと言いますか、除雪体制という箇所もございますので、それは町民にとって不公平ではないかという方もいらっしゃいます。そういうことを考えましてコースの変更や定期的な順路の変更は可能ではないかお伺いします。

町長： コースというのは、機種を選定と言いますか、ロータリー車、ドーザというふうなものもあるだろうと考えながらコースを設定しているのだろうと思いますので、その辺の具体的なことについては矢野課長からお願いします。

地域整備課長： コースの定期的な変更と言うことですが、ルートの変更につきましては通常出動する起点と最後に終わる終点を決めて出動している訳ですが、どうしても朝と夕方、帰る時間帯でお互いに起点と終点ではやはり雪の降っている量とか違ってきますので、今変えるとなると少し難しいと思いますが、今後そういうふうに地元でルートを変えて良いという話があれば、町内会長さん或いはルートにある沿線の方と協議をしながら変えることもできない訳ではないのですが、なかなか難しいとお聞きしております。それでもどうしても変えたいという話であれば、今後検討しながら変えていくような形にしていきたいと思います。

3番： 検討するということですが、そういう話と言いますか、町民の方々からの意見もある訳ですので、先程から何回も申し上げているように事前の打ち合わせと言いますか、その年毎に町内会、町、業者さんと事前打ち合わせをする必要があると考えておりますので、その辺り宜しくお願ひしたいと思ひます。質問を変えます。先程、前回の私の質問で県の民生児童協議委員会が行ったアンケートがございました。日常生活の困り事の項目で「雪かき、雪おろしに困っている」と回答した1人暮らしの高齢者につきましては、全体の半数にもものぼっているという報告を受けましたが、このような大勢の方が雪かき、雪おろしに困っていますので、町としても対象者毎に調査すべきと考えております。先程の答弁の中で、毎年その対象者につきましては、広報によって知らせているということですが、広報で知らせるだけで良いと思ひているのでしょうか。町長、お願ひします。

町長： 良いとは思ひておりませんが、この前も雪の関係につきましては3年前から町内会長、民生児童員、それから町内の女性委員、こういう職域の方々を合同で3年程しました。この狙いは、今議員がおっしゃるように雪の問題もある訳です。或いは1人暮らし、2人暮らしに対応することも民生児童員と町内会の会長さんがうまく連携するようなことで、この3者の委員会も開催して参りました。この前30日に町長と民生児童委員の語る会があり、1時間程論破しました。その中でも色々、民生児童委員の立場では高齢者のサービス、所謂65歳以上とか云々、先程も言ひましてけれども。そういう方々の対応もどうするかということでありましたが、正直に言ひて民生児童委員の皆さんも町内会に非常に難儀をしておりますので、何とか民生児童委員さんが力になるようなことでこれからも意見なり、或いは町内会に意見をお聞きしながら今回も地域で支え合う除雪事業というモデルを今回作った訳であります。これも町内会長さん、民生児童委員の皆さんと協議をして決定をした、決定と言ひますか、計画した内容でありますので、その点も1つご理解をお願ひしたいと思ひます。

3番： 町長もそういうことで、広報で広告するだけでは不十分だという認識のようでございますので、できれば個別的に説明する位の対応をお願ひしたいと思ひます。民生児童委員の話が出ましたので、今少しお話ししますが、先程の質問の中でも申し上げましたが、民生児童委員の方がとても苦労されているということでございます。先程ご提案申し上げましたが、町の役場職員の方々に地区担当制を設けて町職員と民生児童委員と町内会の方々が一緒になって対応するという点について町長はどういうお考えでしょうか。

町長： この件については30日の民生児童委員との語る会でもお話がありまして、私の方から投げ掛けました。そういう意味で毎日なのかは分かりませんが、やはり町内会長、民生児童委員との情報或いは連携することが大切な要件であろうと民生児童委員の皆さんに申し上げてきましたので、今議員がおっしゃるような担当制というものよりも、その豪雪になる或いは雪が降ったならば連絡も大切な要件であろうと思ひますので、そういうご質問の意を対して内部で検討し、実施して参りたいと思ひます。

3番： それでは検討して頂きまして、職員の方々の各地区への担当制と言ひますか、そういう取り組みにも宜しくお願ひしたいと思ひます。また民生児童委員の話が出ましたので、民生児童委員からの依頼を受けて、高齢者世帯の雪おろしを行ったという方からの話ですが、雪おろしを行ったのは良いのですが、2階部分にかなりの雪が溜まっていたが、民生児童委員の方から保険に入っていないので2階には上らないようにという指示があったそうです。こういうやり方でよろしいのですか。2階の雪を降ろさなければ、その住宅は危険だと頼まれた人は思ったそうですが、保険に入っていないから、危ないから2階に上がって作業はしないで欲しいというやり方では、様々な対応をしておりますが、それで十分ではないと私は感じるのですが、町の方で1時的な保険に入ってもらくとかの対応も必要だと思ひますが、そういう考えは町長どうでしょうか。

町長： 具体的にその内容を熟知しておりませんが、2階に雪が積もっていれば降ろさなければな

らないのは事実でありますので、保険関係のことを私は熟知していなくて申し訳ありませんけれども、民生委員さんが保険に入っていない云々ということも申し上げていますが、その辺も担当課の方で分かる範囲であれば、課長から答弁させながら是正する余地があるとすれば、是正するというにしたいと思えます。

健康福祉課長： 今議員さんが言われた件については、個々に具体的な話として後でご相談させて頂きたいのですが、町が民生費で除雪対象にしていますのは町長の答弁にもありましたけれども、高齢者世帯で所得税が非課税の世帯、そして要するに近隣に親戚がいない人につきましては、そういう対象で屋根の雪おろしにつきましては2階で2万円、災害対策本部が設置されていれば4万円、それから玄関除雪、朝の除雪については500円から700円の除排雪経費にて出していますけれども、今回の保険云々につきましては、1つは社会福祉協議会でボランティア保険を加入しているはずですが、だから登録されている方については、ボランティア保険に加入して除排雪をお願いしていると思えます。それともう1つは、そこの方の屋根の構造で雪崩止め等が設置されているかいないか、また作業の安全面のこともありますので具体的な事例については役場でも調査させて頂きませんが、そういう情報があれば宜しくお願ひしたいと思います。以上です。

3番： 時間がなくなったのですが、今課長が答弁されていましたが、その屋根の状況を見てから判断するというのは可笑しいのではないのでしょうか。頼まれたから屋根に上って、雪崩止めがあるから保険を掛けるとか、そんなことをやっているから全然進まないのではないのでしょうか。もっと窓口を広げてその対象者がいるのであれば、もっとそういう様々な事業、今課長が何万とかいう話がありましたけれども、そういう事業をしていくべきであると思えますが、今後とも宜しくお願ひします。時間ありませんので一言だけ観光の方で宜しくお願ひします。様々な答弁の中で取り組んでいるということでしたので、再質問を色々思ってきたところでしたが、時間ありませんので最後に一言だけお願ひします。先日新聞に各代表者の方と町長の話合いが乗っていました。様々な各代表の方が町に対しての思いがあったようで、様々な意見を組んで頂きまして、その辺りを町の担当の方に即指示をするとか、その辺りも期待したいと思います。最後に町長の総括がありましたが、町民参加、創意工夫を念頭に頑張っていくということですので、観光産業の振興に関して町長が先頭に立って頂きまして、どんどんと推し進めて頂きまして舟形町の今後の観光産業の振興に努めて頂きたいという要望でございます。終わります。

町長： どうもありがとうございました。この前の12月1日の新聞の内容も参加者の方も大変良いアイデアを持っておりました。この縄文の女神が国宝になったことによって私は重要文化財の時とは違って、国宝という大きな力を改めて町民の皆さんも「こうやりましょう」という新たな創意工夫、或いはアイデアが出てきたのではないかと思ひながら懇談をしたつもりであります。新聞に載っていない物も色々ありましたので、そういう若い方、女性の視野に立った意見なども参考にしながら、これからの観光、或いはまちづくりに努めて参りたいと思ひます。ありがとうございました。

議長： 以上を以て、3番斎藤好彦君の一般質問を終結致します。

此処で午後1時まで一旦休憩致します。(11:41)

議長： 休憩前に復し、一般質問を再開したいと思います。(13:02)

それでは9番八鍬太君の一般質問を許します。

9番： それでは私から「職員環境の見直し整備を」という題で質問させて頂きます。最近、新聞等のマスコミ報道の中で近隣自治体の職員による公金の横領、着服といった不祥事が報じられていますが、相変わらず後を絶たない飲酒運転関連の事件も含め、綱紀粛正により一層の心構えが求められているところであります。町民に対して公平公正な行政サービスの提供を上でも住民が信頼できるような職員や職場の環境づくりが急務であると考えます。町としてもこうした事態を重く受け止めて、公務員のコンプライアンスも含め、行政機構の再点検を行うことが必要ではないでしょうか。ある大学教授の言葉を借りれば「コンプライアンスとは法令遵守ではなく、法令の遵守を含めた『社会的要請への対応』である」という考えから、住民が求める行政サービスを如何にして的確に提供をしていくかを基本とした行政執行の体制整備へ向けた点検が必要と考えますが、次の点について町長の考えを伺います。1つ、町職員のコンプライアンス既定の現状と今後の整備について。2つ、臨時職員も含め、事務分担における業務量の平準化に関する調査の実施。3つ、各種対策室、委員会更正の点検と見直しについてお願ひします。

町長： それでは9番八鍬太議員の質問にお答えします。八鍬議員が指摘されますように、最近、最上管

内の自治体でも職員による公金の不適切な管理等により、懲戒免職の処分を受け、公務員に対する信頼を失墜する事態となりました。公金の横領、或いは職員の飲酒運転などによる懲戒処分も後を絶たず、職員を見る町民の目も益々厳しいものがあると思います。県内外で発生している自治体職員による不祥事を他山の石として、私達の職場からは絶対に町民の皆様を裏切る行為のないよう、誠心誠意、公正な職務に精励し、更なる綱紀肅正に努めて参りたいと思います。不祥事を事前に防止し、行政に対する町民の信頼を更に高める為の具体的な方策の提案がありましたのでお答えします。先ず1番目の町職員のコンプライアンス既定の現状と今後の整備についてお答えします。私が町長に就任してから毎年新年度にあたり全職員に対して「使命感に溢れる、期待される人間像を目指して」題し、16項目からなる職員としての心構えや戒めを記載したものを配布し、職務の規律と日々の業務への精励を訓示しております。「法令や約束を守ることが、職員としての町民に対する信頼を得ることになる」「仕事に対する互助の精神、自己研鑽に努めることが町民の信頼を得ることになる」「町の為に何ができるのか、何をすべきかを認識し、打てば響く職員になって欲しい」などなど、職員の意識改革と自己啓発に努めております。現状としましては、コンプライアンスや法令遵守の規定等の整備について、具体的には一度も議論されておりません。自治体職員の法令遵守の推進やコンプライアンスに関する条例の整備については、全国の100以上の市区町村で設置されているようです。山形県内では山形市や酒田市など5市町村で条例の整備がなされているようです。遊佐町でも整備がなっておりまして、遊佐町に確認したところ、平成18年3月に「遊佐町における法令遵守の推進に関する条例」を制定しているようであります。条例を制定する為の動機、或いは経過については、特別な事例が発生したということではなく、公益通報保護法の施行に伴い、制定したようであります。条例を制定している県内5市町共、施行後の事例としては発生していないとのことです。これらの条例の内容を見ますと、違法行為等について住民等の公益通報者の保護対策や公務員としての論理観の徹底、不当な要求行為に対して毅然とした対応をすること、そして行政の透明化を図り、町政に対する理解と協力を得られるよう努めていくなどが明記されています。内部、外部からの公益通報制度を整備することにより、法令遵守の機運が定着し、法令違反を許さないとの町の姿勢を内外に示すと共に、職員の不祥事を未然に防止するという大きな抑止効果にも繋がるものだと思います。単なる法令遵守だけでなく、役場内部の規律や社会規範、職員の論理観について考え、意識する機会を創出していくことも大切ではないかと考えています。市町村研修担当者研修で「今求めるコンプライアンス」について事例を含め、研修を受けていますので、研修内容も含めて内部でよく協議し、対応について検討して参りたいと思います。

2番目の「臨時職員も含めた事務分担における業務量の平準化に関する調査の実施」についてお答えします。限られた職員で行政事務分担を行い、各課、各班等で事務分掌により、日々の業務に取り組んでおります。人事の配置におきましても、職員のこれまでの経歴や経験等を考慮しながら、適材適所の配置に努めています。しかし、職員の能力が必ずしも一定化しているものではなく、個々人の能力に差異が生じていることも事実ではないかと思えます。職員の能力が存分に発揮できるような人事配置にこれからも努めて参りたいと思います。職員、臨時職員を含めて業務量についての調査は、これまで実施した経過はありません。業務内容が異なる為、何を基準として調査するのかなど、難しい課題でもあると思えます。毎年、新しい事業が導入される為、年々業務量が増大していることも事実であります。与えられた職員と各課長等からの要求に基づき配置された臨時職員で舟形町の行政執行に今当たっておる訳であります。

3番目の「各種対策室、委員会構成の点検と見直し」についてお答えします。平成20年度から行政課題や複数の課に跨る諸問題を解決する為に「政策推進室」「産業振興推進室」「収納対策室」「子育て支援推進室」を設置して、必要に応じて開催しております。今年度は、これまで2回から5回のペースで各課等の連携を深めながら、課題解決に向け協議を進めております。この制度を導入して5年目を迎えたので、これまでの実績や効果なども検証しながら、今後の在り方について検討して参りたいと思います。同じように各課等で各種委員会等の事務局を数多く抱えておりますので、構成人員も含めて実績等について検証してみたいと思います。以上であります。

議長： 再質問を許可します。

9番： 只今コンプライアンス既定の整備につきましては、今後検討していくという大変前向きな答弁を頂きましたが、本当にこの種の事件については、後を絶たないのが現実であります。特に飲酒運転に関する事件は毎日のように報じられております。一昨日も金山で悲惨な事故が起きてしまいました。この方は舟形町の団体職員として採用された方でありまして、大変残念に思います。全国で100以上の自治体、県

内でも5市町で関係条例の整備をしているということでもありますけれども、是非とも早急に取り組みを実施して頂くことを要望したいと思います。此処にこれはJ A新庄もがみの平成24年度版のコンプライアンスプログラムを借りてきました。条例まではいかなくても、こういったプログラムの制定は直ぐに取り組んでも遅くはないと思うのですが、この点については、町長如何ですか。

町長： 大変堅実的なご質問のようであります。最初に私は、公益通報保護法の法律については勉強不足でした。山形県で5市町村とも設置しておりますけれども、これは公益通報保護法に基づいて平成18年に法の整備がされたということでもあります。それ以降に各市町村でも制定しております。地方公務員法に服務規定があります。秘密を守る原則とか、漏洩がないとか7つ位あったと思いますけれども、こういう服務について正規職員になった方は、4月1日冒頭に私に向かって服務の宣誓を読む訳であります。従って、今まで服務といった公務員法だけのエリアの中で対応してきたという反省も私自身もあります。服務だけやっていれば良いという職員も中にはいるかもしれません。ですから今ご指摘の倫理観というもので、4月1日に期待される人間像、職員像を16項目程やりましたけれども、これは法律に基づくものではなくて、私の個人的な倫理観、役場職員としての必要なことを明記して職員に叱咤激励して参りましたけれども、此処にきて、公務員の倫理というもので色々見てみますと、非常にご質問の通り、法令遵守のみだけではなくて、住民サービスはどうすれば良いかということまで指しているようでもありますので、この倫理規定というものをすることによって、コンプライアンスをすることによって、やはり職員の緊張感が高まってくるのであろうと思います。それから、職員の不正な行為、飲酒運転等々をした場合に町民から公益通報という形で役場に文書か何かで来る訳でありますので、そういうふうな意味でこの公務員に対する公務員自身も自分自身もやはり襟を正す面で非常に効果的ではないかと思えます。私は内部で検討すると申し上げましたが、私自身はこの公務員倫理規定、コンプライアンスを条例にするか、規定にするかは別にしまして、先ずそう遅くない時期に皆さんに提案申し上げたいと考えております。以上です。

9番： 今町長の答弁にありました宣誓書ですけれども此処にあります。「私は、ここに主権が国民に存することを認め、日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。」これでは形式に過ぎないと思えます策定の目的を考えてみますとやはり町長がおっしゃいましたように、社会的責任と公共的使命の意識、それから法令や社会的な規範の遵守、自己規律、自助努力の徹底、或いは内部組織との充実強化、そしてまた、住民サービスをする上での地域住民とのコミュニケーション、これが基本となると思えます。ただ、今の町長の話に出てきました公益通報者保護法ですけれども、この概念についてはコンプライアンスの策定とは違うのではないかと思います。この公益通報者保護法と言うのは、言葉は若干違うかもしれませんが、所謂不祥事に対する内部、外部から告発をした方の人権と言いますか、それを擁護するとの法律でありますので、それから見ますと外部からの監視体制を強化することが大きな抑制体制になると取れる訳ですが、町長はそのようにお考えですか。

町長： 八鍬議員が申し上げたことと大体同じであります。あるコンプライアンス条例の中でこういう条項があります。職員の倫理原則が5項目程あります。これは色々な職務の遂行によって法令を遵守し、上司の命令に従う云々とか、或いは行政の透明化、推進、それから全職員は職位や地位を利用してはならないとか、秘密を守るということも云々、5項目程あります。それに対して公益通報の定義であります。職員と町民が、町が実施する事務若しくは事業に関し、次の何れかの行為を生じ若しくは生じようとしていると思われる場合に行う通報という定義があります。これはア、イ、ウとありまして1つは、法令に違反する行為があった場合。或いはイは、人の生命、身体、財産その他の利益を害する行為。ウは、公益に反する行為または公正な職務を損なう行為ということが発生した場合に公益通報は職員もできるし、或いは町民もできるという定義がありますので、先程申し上げた通りに所謂内部からの通報なり、或いは町民からの通報も、このコンプライアンスの条例に盛り込みながら職員はそれに対応していかなければならないというふうなことで、先程申し上げたつもりであります。それを保護するのが公益通報保護法であると解釈したつもりでありますので、宜しく申し上げます。

9番： 私が思うには職員自らそういった風土づくりと言いますか、そういうことを図ることが大切だろうと思えます。そう意味では日頃から職員の抱える業務上、或いは職場環境の不満でありますとか、制度仕組みに対する改善等に対する提案、そうした意向というものを把握するような調査が必要だと思えます。

そうした職員個々の自発的な意識の高揚を図ることによって、職場環境の整備が大事になるのではないかと、思う訳ですが、その辺の考えについては如何ですか。

町長： その内容については、総務課長の方から説明させますけれども、基本的に役場職員に何故入ったのかということに尽きるのだらうと思います。役場職員に大好きで、大好きで入ったつもりであろうと思います。そして役所、役場というところは「役に立つ場所」であると町民から言えば「あそこに行けば役に立つ場所である」ということが大前提でなければならないと。職員になったならばやはり今八ヶ岳議員がおっしゃったように、町民の幸せをどうするのか、或いは舟形の発展をどうするのかという考えを持つのが職員であって、その中ではどうしましょうかというふうなものが今の質問だらうと思います。これについては、総務課長なりに内部でやっていることを事例があれば答弁させますけれども、基本的にはやはりそれが一番大事だらうと。そうでないと何故職員になったのか、職員が嫌いになったのかと。やはり日進月歩、職員というものはやはり頂上を極めて、望んで、そして行うのが職員の姿勢であらうと。問題は職員の姿勢だと思えます。これが町民の評価の姿勢が良ければ、信頼も良い訳でありますので、その姿勢と信頼の確保であらうと私はしみじみ思っており、課長と会議、或いは職員等にもそういうつもりで申し上げております。ですからそれを今度は法的な中でするのが今のご提案のコンプライアンスであらうと思っておりますので、それは遅くない時期に総務課長に指示をして、その体制づくりをやりたいと。今の件で総務課長の方からです。

総務課長： 先程も町長から答弁がありましたけれども、私達職員につきましては、地方公務員法の中に服務規定がございますので、第30条から35条までありまして当然職員というのは、全体の奉仕者でなければいけないとか、また職員の全ての勤務時間に対しまして職務に全力をあげなくてはならない、またはコンプライアンスの問題になっておりますけれども、法令、条例等でもそういったものを守っていかなくてはならないとか、当たり前のことではありますけれども、そういった条項には5条ありますが、どうしても常日頃できているかと言われるとなかなかそういう訳にいきませんので、町長の方から毎月2回定例の課長会等で色々な話があります。それを受けて課長の方で会員に連絡をしておりますし、月1回、本町が中心でありますけれども、職員朝礼がございますので、その時に私が町長から命を受けて職員の皆さんに直接、今お話ししました内容も含めて、また、交通事故、飲酒運転、公金横領等がございますので、特に県内、県外含めて、そういう色々な事例があった場合は、私の方で時間がない場合はメール等で臨時職員も含めまして全職員に対しましてその辺りの戒めと言いますか、「わが町からは絶対にそういう事例を出してはならない」ということで徹底をしております。先程議員さんの方から具体的な提案がありましたので、町長から少し話がありましてけれども、条例または規則等でもう少し具体的に職員の中でも協議しながら、もっと身近にコンプライアンス等を感じられるような体制になれば、未然にそういった不祥事を防げるのではないかと思いますので、今後検討させて頂きたいと思っております。

9番： 関連しますので次の質問に移ります。2番目の庁舎内の業務量の平準化の調査ということですが、町長の答弁ですと業務の内容が異なりますので、何を基準にするかという点では難しい面があるという答えでありますけれども、限られた職員数の中で舟形町の行政執行をこなしていくというのが職員に与えられた使命であります。それを如何に平準化していくのかは、町長の手腕ではないかと思っております。風通しの良い職場環境をつくる上では当然必要であると思っておりますが、是非この調査と言いますか、そういった見直しをお願いしたいと思います。町長如何ですか。

町長： 毎年4月1日の人事に向けて、課長会議等で各課の業務量の把握ということで、これまでも私は予算の面で増額になったかということについては、それなりの人員の増も配慮したつもりであります。ただ、完全に全ての課が満足できるということはなかなか難しいだらうと思っております。人事の内事の時にも常に申し上げておりますけれども、常に全ての課が満足することではないですがご理解願いたいということになるべく各課の課長さんの要望を取り入れた中で人事異動を行っています。それから、この人事の視点でありますけれども、私はこの答弁の中にもありますけれども、職員の能力というものも確かに差異はある訳であります。そこで先ず私は3年という能力を見ます。3年間で力がある職員は、やはりどんどんどんどん前に進んでいく職員であると思っておりますし、そういう職員もおります。それから5年というものは、後1年か2年位もう少し見ようという視点で人事異動をやっているつもりであります。ですから調査というふうになれば、色々難しい基準もありますけれども、八ヶ岳議員のおっしゃる願意というものも踏まえながら、私が今考えている職員のこの経験年数なり、或いは業務量というものの、けして業務量が多い時にはや

はり前にも地域整備課の係を2つにした記憶もありあますし、それはその年度で予算の増量というものも勘案しながら人事の配置、それから職員の能力の問題、経験年数の問題をかみ合わせながらこれからもやっていたいかなければならなし、そういう標準的な基準という体制がもしもできるのならば、前向きに取り組んで参りたいと思います。

9番： 業務量を減らす工夫も当然必要だと思いますが、1つの例として「不正防止」という観点からも町に衛生組合費、交通安全母の会の会費、或いは青少年育成町民会費といった全項目を対象とした会費の納入があります。こういう会費の納付については、町内会によっては一括して納めているところもあるようですが、おそらく今は現金を何戸分ということで集金をして持って来るのではないかと思います。それをできれば各組織の口座に振り込みができるような形にしてはどうかと思う訳です。そんなことで組織会計の担当者、例えば現金の取り扱う機会を減らすことも1つの不正防止になるのではないかと。また1つは、業務量の軽減にも繋がるのではないかとと思う訳ですけれども、こういう工夫も一案ではないかと思いますが、如何ですか。

町長： 今のご質問は「なるほど」と思いましたので、公金を使う担当者、課については、通帳と印鑑を別々にしております。それが第1点と、そういう視点で業務の削減となれば、青少年育成町民会費や協働保険など色々ありますが、それを一元化できるのであれば、そういう面でも良いと今思いました。コンピュータを使って全職員が行っていますけれども、私は「コンピュータに頼るな」と言っております。コンピュータに頼りますと、頼っても良いのですが、「チェックをして下さい」と言っています。チェックをしないと機械に頼って必ず数字の間違いが出てきます。これは通常の流れでいけば、そのようなことはないのですが、少し躓くとやはり機械は機械なのです。人間の目視でそれを確認しないと町民に迷惑を掛けますし、今の八鍬議員の口座払込みも確かに業務量の減少という面から捉えて頂くような質問でありますので、これも内部で検討して、そういう方向で幾らでも減少減量するように努めて参りたいと思います。

9番： 以前から指摘がある訳ですけれども、やはり庁舎の中で限られた部署だけが夜遅くまで時間外の勤務をしていると町民の目から見ると不自然だと言われていた訳ですから、町民の為に毎日夜遅くまで仕事しているのは悪いことではないというような見方もあるかもしれませんが、これはやはり早急に業務の見直しを行って、町長のトップの責任として改善して頂きたいと思います。それから臨時職員の配置についてですが、特に臨時職員が多いのはほほえみ保育園の保育士、或いは各学校での調理業務員となるかと思えます。取り分けこういった資格、免許を必要とする業務においては職員が定年制を取っている以上、何時までも同じ人事配置という訳にはいかないと思う訳です。長期的に見て、今の職員配置では心配がないのかと思う訳です。今回も5名の新規職員を採用したようですが、その辺も含めて将来的な配置の見通しと言いますか、心配がないのかお伺いします。

町長： 先ず時間外でありますけれども、一生懸命にやっている職員もいますけれども、我々が若い時は時間外というものは災害なり、不用不急のものが出た時が時間外という定義をもらったような気がしますけれども、今は一般論としてずっと時間外も執務だということでもあります。私は冗談ではありませんけれども、時間外は朝にして下さいということをやった覚えもあります。朝ですと時間外は付きますが、電気代は付かないという経費の削減になりますので、そういう務めで時間外をしないような業務量ということも大事な要素ではないかと思えます。それから、ほほえみ保育園ではこの度、正規職員が2名退職しますけれども、正規の職員は採用しないで臨時職員で対応してみたいと思っております。ただ、臨時職員でも資格のある方々も沢山働いておる訳です。そういう有資格者については来年の4月1日からは、俸給関係も若干上げてみました。最上管内よりも沢山上がります。役場に入った短大卒の基準で14万8千円の基準で、手取りでその位にして下さいということで担当課に指示しておりますので、とにかく保母さん方が正規であろうと臨時であろうと一緒に働くということでもあります。それから全体的な職員の考えでありますけれども、私は議会の皆さんから100人に1人ということを守って、この4年間、5年間採用しなかった訳ですけれども、その弊害も確かにあります。平均年齢がかなり高くなっておりまして、年配の方もいます。ただ、採用するにしても5人辞めたから5人ということではなくて、5人辞めれば、その7割位を採用するという、あくまでも将来的にも100人に1人ということを目指しながら、定員管理を策定しないと指示しております。ただ、新しい時代でどんどん新しい業務が出てきますので、その量と人の比例という課題は残ってくるだろうと思っておりますけれども、基本的には例えば1人辞めれば採用しない。2人辞

めれば1人、3人辞めれば1.5人という定員管理は、私は守っていくべきだろうと思っています。以上です。

9番： 是非、臨時職員も含めて弊害の出ないような職員配置を考えて頂きたいと思います。次に各種委員会の構成の見直しについてでありますけれども、対策室の設置については、それなりに必要でありまして、その効果も上げていると理解しております。是非、今後とも行政推進の先導役として頑張ってもらいたいと思います。もう1つ、課長等で構成する委員会の1つに指名業者選定の審査会があります。以前にも私の一般質問の中で、誰の目から見ても納得できるような選考の基準、制度にすべきであると質問致しました。その際に町長から今後検討する旨の答弁を頂いたと解釈してはいたけれども、その後どのような対応をして下さったのかをお聞きします。

町長： 今の指名審査会云々も大石田のようなものもあって、それ以外もありましたけれども、総務課長の方にそういう狙い、外部の有識者、例えば監査員さん、或いはそれに熟知した方、これを緊急にと言うか、入れる運びであろうと理解しておりますので、総務課長の方から答弁させます。

総務課長： 指名審査につきましては、以前は副町長が委員長をしていましたけれども、退職されたので、今は総務課長の私の方で委員長をさせて頂いておりますけれども、議員も指摘されるように町民に誤解を招くことのないように基準等をしっかり守ってやっていきたいと思っています。町長から話がありましたように、外部の方にも審査会の中に入れていくということも委員会で検討しております。ただ、審査会が結構頻繁に含まれておりますので、年に何回とか、例えば件数が多い場合がありますので、そういった場合は事前にそういった方をお願いしてオブザーバー的な感じで見てもらえるように内部で検討していきたいと思っています。

9番： 町長の耳にも届いているとは思いますが、先般議員の方に所謂指名審査に対して異議を唱えるような投書もありました。きちんと審査基準に基づいて実施しているのであれば、何も臆することはないですが、やはりこういった火のない所に煙は立たないということもあります。是非とも透明性を保つような改善策を町長にお願いしたいと思いますが如何ですか。

町長： そのようなご質問、意見を受けて実現してみたいと思います。ありがとうございました。

9番： 以上で終わります。

議長： 以上を以て、八鍬太君の一般質問を終結致します。

続きまして1番佐藤勇君。

1番： それでは先に通告しております通告文によって一般質問をさせて頂きます。「人口減少、過疎対策を」日本の人口は2048年に1億人を割り、2060年には8,674万人と推計されています。舟形町の人口推計は、平成22年の6,272人から平成32年には5,420人で、その内65歳以上の人口が4割を超えると予想されています。また1世帯当たりの人口は平成17年から1家庭当たり3台に入ってきています。現在の人口は、地方圏から都市圏へと流出し、地方の人口減少が進み、高齢化、過疎化が全国的に大きな問題となっています。それに伴い、地域コミュニティの維持、労働力社会保障制度、行政サービスの縮小などの様々な社会の仕組みに課題が生じ、今後更に自治体財政が厳しさを増し、経済活動を縮小させ「自治体経営」が困難になっていくものと思われまます。このような状況の中で「出会い、ふれあい、支え合い」をモットーに優しいまちづくりに取り組む中、人口減少に歯止めを掛ける為「子育てしやすい町」に加え、「子供を産み育てやすいまちづくり」にする為、更なる保育所の充実と共に、子育てしながら働き続けられる職場環境整備、男女共に育児休業を取りやすくするなど、子育てに配慮した事業主の支援の促進、行政の取り組みが必要と思われまます、町長の考えを伺います。

次に「縄文の女神に願いを込めて」縄文の女神が国宝にしてされ、町の誇りとなりました女神に舟形町の再生を願い、某テレビ番組で話題になっている「テレビお見合い大作戦」を企画しては如何でしょうか。縄文の女神が出土した舟形町をPRし、「女神の丘」でお見合いしてもらい、出会い、ふれあい、支え合い、新たな「結び」を生み出せたら素晴らしいと思います。如何でしょうか。

町長： それでは1番佐藤勇議員の質問にお答えします。先の中学生議会一般質問でもお答え致しましたが、1人の女性が生涯産む子供の数を近似する指標に合計特殊出生率という数字があります。23年度舟形町は1.39人。全国でも同じ数字で1.39人と世界第175位であります。この数字は2.01人を超えないと人口は増えないとされています。少子化対策は、高齢者対策と同様に対策を講じなければならない国の喫緊の課題であります。少子高齢社会の進展は、世界に類を見ないスピードで進んでいます。日本が手本にする

先進地がなく、我々の現状が世界最先端の状況と言えます。国の思い切った対応に期待したいところであり、こうした中、舟形町では、平成22年3月に次世代育成支援後期計画を策定し、子育て支援は保護者が責任を持って行うという基本認識の下、国及び地方自治体は下より、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であり「子育てしやすい町」と「子供を産み育てやすいまちづくり」の為、様々な子育て支援の施策を展開しております。その中核的役割を成す保育所機能の充実については、次世代育成支援後期計画の策定に当たって行った子育て支援に対する意識、ニーズ調査に基づいて其々の保育サービスを実施しています。その一部を紹介しますが、管内では最も長い時間の延長保育、個別的配慮を要する児童の為に保育所助手の配置、無料送迎バス運行と添乗員の配置、階層に応じた保育料の軽減措置等は、特に他市町村と比較しても優る充実した内容であります。今後ともご質問の内容にもありますように、安心して就労のできる子育て環境整備の充実の為、引き続き児童の実態と保護者の多様なニーズに応じて対応して参りたいと思います。また、子育てしながら働き続けられる職場環境整備、育児休業を取りやすくするなど、子育てに事業主への支援につきましては、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進する為の広報、啓発、研修、情報提供等について国、県などの関係機関と連携を図りながら、積極的に推進しなければならないと考えております。

次に2点目の「縄文の女神に願いを込めて」の質問にお答えします。舟形町ではご案内の通り、22年度から婚活事業を11回展開し、50組のカップルができております。うち、町内の方は11名でありました。最近では、婚活の申込みも多く、出会いの機会も増えてきておりますが、結婚まで至ったケースは、舟形の女性では1名のみと把握しております。事後にお付き合いに至ったケースや結婚に至ったかどうかはプライバシーの問題もありますので、商工会でも最上広域でも把握しておりませんが、何名かはいるようであり、町の婚活事業は、商工会青年部に委託しておりますが、色々志向を凝らして実施して頂いているところです。また、今年度は町と最上広域の婚活の他、新庄もがみ農協、或いはNPO法人東北エコリサイクルネットワークにも婚活の開催を打診して参りましたが、色々検討して頂きました。参加者の募集や婚活事業の企画など準備不足の為、なかなか開催まで至らず、NPO法人については25年度開催を目指すとのことでありました。さて、ご質問のテレビお見合い大作戦の件でございますが、TBSの「もてもてナインティナイン」のことを言われているのだと思います。結論から申しますと、町では既に10月中に申込みを行っており、テレビ局とは連絡は取れておる状況であります。しかし、応募要件が市町村単位であること。参加男性が20名以上であること。経費として300万円から400万円準備すること。或いは事前にテレビ局で男性の面接をすることになっており、現在町では商工青年部を中心に参加者を募る準備を進めているところでありますが、テレビ放映されてもよく都会からお嫁さんを貰っても良いという方々を募らなければなりません。募集についてはかなりの困難も予想されますので、議員各位からも参加者の推薦をお願いしたいと考えております。以上です。

議長： 再質問を許可します。

1番： 今ありましたように舟形町では色々子育てに手厚く、妊婦であれば婦人科検診回数券14回分の助成並びに乳幼児から入園するまでの子供の為にふれあいセンター、ふれあい広場を開設し、子育て支援センター等で色々子供なり、保護者達の交流の場を提供されるような事業も含まれており、まだこども手当や扶養手当、ましてや医療費については、中学校まで拡大しての無料化など手厚く支援されていることにより、舟形町は大変子育てがしやすいという声も沢山聞いております。その中で人口の推移を見ますと平成10年の12月は6,297名から同じ1年後の11年11月には121名減少しているにも関わらず、世帯数はほぼ同じ、それから1年経過の今現在11月までにおいては、昨年11月から1年間で87名人口が減りつつ軒数的、世帯数的には11世帯増加で、人口は減少しているのにも世帯数が増えているというのが現在の施策の成果だと思われ、それで町長に伺いますが、舟形町として行政運営経営するにあたって、町民最大限どの位の人口が安定している状態だという推移を頭に置かれているのでしょうか。

町長： 先ず現在の時代は人口減少社会の突入と少子高齢化の進行、そして雇用の創出にどのように立ち向かうかということが求められているだろうと思います。前にも言ったかもしれませんが、答弁にも書きましたが、人口減少というもの、少子化対策というものは、何と言っても国が思い切って政策を予算化しない限り人口は絶対に増えません。これは20年、30年考えて国で抜本的にやっつけていかないと今の方々が年金をもらえる時代、もらえなくなる時代も来るだろうと今の予想ではそういうふうな危惧もあります。その中で市町村というものは、金を遣り繰りして人口減少に歯止めをかけながら少子化対策も少ない財源で

やっているということをやはり国が先ず理解してもらわないと困ると思っております。人口の尺度でありますけれども、これは第6次舟形町総合発展計画をした時に6,000人を維持しようということで内部では検討しております。ですから、22年度から10年間のスパンの中で最低限6,000人を維持しようという目標の中で今基本計画を実施しているということをご理解お願いしたいと思います。

1番： 私なりに最低限6,000人は割らないような願い若しくはそれを推移できればという同じような考えもある訳ですが、今のデータの推移から行きますと、おそらく1年後の今頃には6,000人を打破してしまうのではないかと数字に推移されていくと思われまます。20数年前に舟形町が、基本構想総合発展計画でハッピーシップ舟形という謳い方でハピネス資金という数字をもって、第3子、第4子が生まれた時には一時金ということで支援がありました。その時の経過は、実際にその時どういう状況で成果があったかということは、今現在思い出して即答してもらえないか分かりませんが、現在はそういう手当はどうなっているのでしょうか。前はハピネス資金であった訳ですが、町の福祉を見ると第1子につき50,000円がある訳ですが、これは第1子から全ての子供に対しての金額として理解してよろしかったでしょうか。

町長： 先ず人口の推移は、今私は平成14年分から持っておりますけれども、所謂出生数と死亡者の相違であります。毎月広報で出生数、或いはお亡くなりになった方の人口の推移を見ていますけれども、これが逆になっていけば非常にまちづくりも良いと思えます。ですから高齢者の方には、とにかく今は32.22%という高齢化率でありますので、これを高いからと言うことではなくて、元気な高齢者でいるということであります。元気な高齢者でいるということは、まだまだ皆さんから活躍してもらって、これから第2のニューライフをしてもらいたいということでもあります。ご質問の第1子の50,000円ということは、何時からしたのか分かりませんが、ハピネスシップ舟形の時には、第2子、第3子というのは、高橋健康福祉課長からお願いします。

健康福祉課長： 前の話ですが、多分ハピネス養育基金として第3子が生まれた段階で、第3子が小学生に入学するまでに基金として預けて頂いて、それから出た利子については、町で子育て支援に使う。第3子が小学校に上がった際に、その家庭に30万円をおあげするという制度だったと思います。現在はそれが発展的になりまして子供養育支援金という第1子目から舟形町に6ヶ月以上生活の確認ができれば50,000円を支給するというので、第2子目についても50,000円ということで支援金を出しております。以上です。

1番： 正しくその通りでありまして、第3子の時には30万円、第4子が生まれると40万円ということで、私も子供が3人いますが、未だ嘗て子供は外に出ておらず、役場執行部の方には2人家族の人が多いかと思われまますけれども、私の家庭の場合は舟形町の人口推移の為に大家族で頑張っております。その第3子、4子の助成金、ハピネス資金の時には会計室長も頑張って2人目も産んで、町に貢献しております。今現在はそれが5万円になっている訳ですが、要するに何が言いたいかというと子供を産んでくれる女性です。女性が子供を産んで育てなければいけないという、色々な社会の関係上で子供を育てて授乳するのは勿論母親だけとは限らない訳であって、育児休暇を男性であれ、女性であれ取れるような社会であります。できれば舟形町でもそういう推進を強くして、女性の働く場所を確立、確保することによって舟形町や最上郡内は特に低所得の範囲でありますので、共働きができるような環境づくり並びにそういうスタイルを強くすることによって、子供をもう1人産もうという気持ちになると思えます。それに付け加えまして、できるのであれば今の5万円の制度並びに児童手当等々がある訳ですが、思い切った施策をしないと人口は増えない訳です。人口を増やすことはかなり難しいことです。しかし人口をある程度の範囲で維持することは可能だと思えます。幼稚園に0歳未満児から保育園にあがって、保育園から小学校の義務教育にあがる過程まで全ての子供を無料にして保育を受けるといふ思い切った施策をすることによって女性の働く場、環境を整えるような1つの形になるという観点から見れば、舟形町で子供を作って、家庭を作って頑張ってみようという方が増えるのではないかと思います。そういう思い切った施策、例えば小中学校に関して医療分野での無料の拡大もなされておりますが、更に給食費を全額無料にするなどの思い切った施策を講じることによって、今危ぶまれている人口減に少しでも歯止めを掛けることができるのではないかと思います。今ニュースで騒がれております流行語大賞の中に「ワイルド」という言葉があり、思い切った施策、ワイルドな施策で人口過疎に歯止めを掛けるような施策を是非作って頂ければと思いますのでどうでしょうか。

町長： 全国で人口を増やす取り組みをしている市町村はあります。毎年データがありますけれども、今佐藤議員が申されたような施策が大体であります。保育料の問題、給食費の問題、それからハピネスの時は30万円、40万円ということがありましたが、そういう思い切った施策は確かに人口の増には繋がっていただくとは思いますが、今いる方々が子供を「それでは産みましょうか」という気も大事な要素だろうと思います。新しい人も人口増に加わることも必要でありますけれども、今いる方々が子供を産みたいという気を出させるのも1つの大きな人口対策であろうと思います。現在、医療費を無料にしておりますので、それなりに佐藤議員、或いは全国で取り組んでいる課題も思い巡らしながら大分検討されておりますので、その辺をご理解お願いしたいと思います。それから企業でありますけれども、ある企業では保育所を設置して、そしてそこに毎日通勤して子供を預け、終わったら帰るという手法もありますので、町のみならず企業でも積極的に取り組んで頂ければ、子供を産み育てやすい環境づくりになるのではないかと思います。その辺も町内の企業と懇談会がありましたらそういうふうなものを、ただ、大企業とか、或いは中小企業はなかなか難しいかもしれませんが、そういうことも国の施策として講じていければ人口増もできるのではないかと思います。その両面から検討させて下さい。

1番： やはり舟形町直営の保育園だけで全て見るというのは、難しいところがあるかと思いますけれども、全国的に展開されております地域的な中での保育サロン、子育てサロン並びに子供園という中での企業や民間なりの行政と共に子供を預けられる環境を作り、それを持って働ける環境を作り前に前向きに取り組んで頂ければと思います。それでは質問を変えさせて頂きまして、先程商工会並びに今まで幾度となく婚活事業に取り組んでいる訳ですけれども、確かに個人情報があり、最後の結ばれたかということまではなかなか聞くことが難しい訳であります。私が今回提案させて頂きましたのは、前々回の一般質問で再質問した中で触れた訳ですけれども、これも町民のある人から「是非こういうものに取り組んでみたら如何ですか」と言われたものですから、今回質問の中に取り入れさせて頂きました。情報によりますと来年の2月、3月頃に出演するのであればということで応募した結果、その時期らしいということを知っている訳ですけれども、確かに企画的なものはかなり難しいかと思います。舟形町という田舎環境の中でテレビに出て笑えるというキャラの青年達がいれば良いのですが、こういう場面を持って「縄文の女神」「舟形町」をPRしながら、そこで新しい「結い」が結ばれるような企画推進をしていながら、予算等もしっかり組んで頂ければと思います。再度お聞きしたいと思います。

町長： 婚活も平成22年から取り組んで参りましたが、今前段の質問があった通りに子育て支援をしようと言う前に、子供がいないと駄目な訳であります。ですから、婚活事業を取り込んでいますけれども、この婚活事業もなかなかプライベート云々で、出会いの場を数多く設定しながら、そこで生まれたカップルを称賛するというでありますけれども、なかなか成立の度合いは難しい面もあります。そこで松坂の方に「テレビでこういう番組をやっているから連絡してみたら」ということがあったのが、10月頃でした。これは色々番組を見たところが、女性は地方に結婚する為に来るとということが大前提でありました。ですから受け入れる男性は20人以上、待ち構える訳でありますけれども、ほぼ16から17組位のカップルが誕生しているということを見て時に「面白い」ということで、婚活の出会いの場を含めながら、こういう趣向も考えてみたらどうかということで、担当課に指示をしたつもりであります。ただ、答弁でも言った通りに家庭内のもも映され、男性との事前の面接もあるということで、果たして迎える側の男性がそれによってくれるかどうかが一番大きな要素ではないかと思いますので、先程の答弁でも申しました通り、商工会青年部で一生懸命やっていますが、こういう迎える男性の考え方もしっかりして、私は女性、結婚をするという強い気持ちではないと、この企画は難しいだろうと思います。それさえクリアできれば良いと思っています。

1番： 今町長が言われた通りに私も何回も見た訳ではありませんが、前回と前々回ある町民から「直ぐにテレビ付けて見てみる」という話だったので見たところ、前回のものは富山県南砺市でした。今言われたようにカップルが17組生まれまして、それに出た女性の方の話ですと、その前の愛知県美浜町でも同じ17組が生まれたそうで、そこでなかなか選ばれなかった女性がどうしても結婚したいという願望が強く、愛知県に応募した女性が今度は富山県に行って、是非縁を結びたいという強い意志の女性も多くいると思って番組を見ておりました。此処は雪深い舟形町であり、豪雪地域であります。それで人口が減っているのは、多く降っている雪がどうしても邪魔しているのではないかと思います。舟形町の良いところ、勿論デメリット、全てを曝け出しながら、そういう20人の男性を募り、良いカップルができるように予算を

しっかり組んで頂き、この計画を企画して頂ければと思います。それと共にこの雪深い舟形町ですが、先般県の職員とある別のことで話し合った時に「山形県では、最近東根市で人口が増えて安定しているけど、どうして」という話がありました。東根市で子供がどんどん生まれているというよりもそこに移り住むという人が増え、それは行政の職員だけではありませんが、農協の団体職員や退職して移り住めるような環境にある人が東根市に行ってしまう。そういう傾向に県庁の職員もあるということでした。折角、市町村区域で世話になったのであれば、本当ならば其処に住まなければならないのという話をしたのであります。そのような中で阻害要因となっている雪。先程一般質問の中にありました強いまちづくり、雪に強いまちづくりをする為にも是非更なる施策をしっかりと頂きたいと思います。また、空き家問題等についても色んな良い意見が出されております。逆に空き家を町で管理して頂き、リフォームし、そこにホームステイをしてもらうような人を集客しながら交流をして定住をしてもらうというアイデアを取っているところもあります。どうしても駄目なところは其処を解体させて頂き、堆雪場所にして利用させて頂くというやり方もあるかと思えます。手を挙げて言うだけではなく、色んな何かの形を持って対応し、空き家対策にも当たりながら、除雪の万全とした体制を持って頂きたいと思いますので宜しくお願いします。

町長： 今の交流人口や定住人口というもののご意見を頂きましたけれども、要は舟形町、其々の市町村で人口増対策はする訳であります。ただ、大きな意味で見えますと山形県に人口を増やさなければならぬということが大前提です。山形県の人口は、平成18年の国勢調査で120万人、今回5年後に116万人、4万ちょっと減っています。そうしないと山形県の中で奪い合いと言いますか、そういう動向しかありませんので、山形県の人口を増やすという大きな目で見ながらも、舟形町は最も南に近い町村でありますので、そういう有利性も勘案して人口の増という、空き家対策、或いは東京から嫁さんや交流して永住してもらうという施策も大事な施策でありますのでそういう面を大事にしながら取り組んで参りたいと思えます。

1番： やはり人口が減ることが色んなことに関わってくる訳です。特に言われているような政権の人の盾となっております社会補償問題、先般、国民健康保険の運営協議会の中でも話がありました高度医療化になりつつも人口が減っているという中で確かに収納率も伸びない訳ですが、医療費が年々増加していて、このままでは支え切れない時代がきて、色んなものが崩壊しつつある危険が見えてきている訳です。そのものをしっかりと受け止めて、増やすことは難しいが、安定した推移を維持する施策をしっかりと持って今後行政運営に当たって頂きたいと思えます。宜しくお願いします。以上で質問を終わらせて頂きます。

議長： 以上を以て、1番佐藤勇君の一般質問を終結致します。

本日の日程は全部終了致しました。明日は休会とし、次回の会議は12月6日に開きます。本日はこれで散会を致します。ご苦勞様でした。(14:20)

平成24年12月6日
平成24年第4回定例会第3日目
午前10時02分開議 欠席1名

事務局： おはようございます。携帯電話のマナー等の確認をお願い致します。

議長： おはようございます。只今の出席議員数9名です。定足数に達しております。只今から平成24年第4回定例会を開会致します。直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 承認第4号 平成24年度舟形町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について議題と致します。

総務課班長： では議案書の5頁をお願いします。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、平成24年度舟形町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので承認を求め。平成24年12月4日提出 舟形町長。

専決予算書の2頁です。平成24年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について、臨時急施を要し、議会を招集する暇が無いので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。平成24年11月21日専決 舟形町長。

3頁です。平成24年度舟形町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ41億2,075万円とする。

第2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年11月21日 舟形町長。

4頁です。第1表 歳入歳出予算補正、1、歳入、5頁です。15款3項県委託金700万円。6頁です。歳入合計、補正前の額41億1,375万円、補正額700万円、計41億2,075万円。7頁です。2、歳出、2款4項選挙費700万円。8頁です。歳出合計、補正前の額41億1,375万円、補正額700万円、計41億2,075万円。12頁です。2、歳入、15款3項1目総務費県委託金700万円。14頁です。3、歳出、2款4項3目衆議院議員総選挙費700万円、以上です。

議長： 他にありませんか。

（無しの声）

議長： 無いようですので、これを以て質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（無しの声）

議長： 討論無しと認めます。

これから承認第4号を採決します。承認第4号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって承認第4号は原案の通り承認されました。

日程第2

議長： 議案45号 平成24年度舟形町一般会計補正予算（第7号）について議題とします。

総務課班長： 補正予算書の2頁です。平成24年度舟形町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳出予算それぞれ4億4,833万円を減額し、歳入歳出予算の総額を40億7,591万7,000円とする。

第2項 歳出予算補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。平成24年12月4日提出 舟形町長。

3頁です。第1表 歳入歳出予算補正、1、歳入、10款1項地方交付税343万9,000円、4頁です。12款1項分担金93万円、14款1項国庫負担金290万円の減、2項国庫補助金4,200万7,000円の減、3項国庫委託金37万8,000円、15款1項県負担金180万円、2項県補助金450万6,000円、17款1項寄付金59万9,000円、20款5項雑入952万2,000円。5頁です。21款1項町債2,110万円の減、歳入合計、補正前の額41億2,075万円、補正額4,483万3,000円の減、計40億7,591万7,000円。6頁です。2、歳出、1款1項議会費47,000円、

2款1項総務管理費686万4,000円、3款1項社会福祉費37万8,000円、2項児童福祉費130万円、4款2項清掃費69万8,000円の減、5款1項労働費1,373万1,000円の減、6款1項農業費1,446万1,000円、7款1項商工費235万1,000円、8款2項道路橋梁費453万9,000円、4項住宅費110万7,000円、5項都市計画費301万3,000円。7頁です。9款1項消防費13万円、10款1項教育総務費163万7,000円、2項小学校費171万2,000円、3項中学校費133万1,000円、4項社会教育費14,000円、11款1項農林水産費施設災害復旧費536万2,000円、公共土木施設災害復旧費7,425万円の減、3項鉱害復旧事業費40万円の減、歳出合計、補正前の額41億2,075万円、補正額4,483万3,000円の減、計40億7,591万7,000円。8頁です。第2表 地方債の補正、変更、起債の目的、災害復旧事業費、補正後の限度額2,970万円。12頁です。2、歳入、10款1項1目地方交付税343万9,000円、12款2項2目災害復旧費分担金93万円、14款1項1目民生費国庫負担金290万円の減、2項6目災害復旧費国庫補助金4,200万7,000円の減、3項2目民生費国庫委託金37万8,000円、15款1項1目民生費県負担金180万円、2項2目民生費県補助金28,000円の減、4目労働費県補助金1,373万1,000円の減、5目農林水産業費県補助金1,130万4,000円、7目教育県補助金28万9,000円の減、14頁です。8目災害復旧費県補助金495万円、9目市町村総合交付金230万円、17款1項2目教育寄付金59万9,000円、20款5項1目雑入952万2,000円、21款1項5目災害復旧費2,110万円の減。16頁です。3、歳出、1款1項1目議会費47,000円、2款1項1目一般管理費25万円、5目財産管理費442万円、6目まちづくり推進費170万1,000円、9目生涯学習センター費49万3,000円、18頁です。3款1項2目障がい者自立支援費0、財源の補正です。5目福祉のまち推進費0、財源の補正です。6目国民年金費37万8,000円、3款2項2目児童措置費130万円、4款1項5目健康増進事業費0、節内の補正です。21頁です。4款2項1目清掃総務費69万8,000円の減、5款1項1目労働対策費1,373万1,000円の減。22頁です。6款1項4目農業振興費6,042万8,000円、5目畜産業費90,000円、6目農地費68万円、7目ほ場整備事業費32万7,000円、9目農業者年金事業費22,000円、10目農村環境改善センター管理費621万1,000円、12目若あゆ温泉等管理費29万円、13担い手等支援対策事業費529万2,000円。24頁です。6款1項14目中山間地域等直接支払交付金事業費0、節内の補正です。6款2項1目林業振興費0、節の補正です。7款1項4目商工振興費235万1,000円、26頁です。8款2項1目道路維持費200万円、3目除雪対策費253万9,000円、8款4項1目住宅管理費110万7,000円、8款5項1目公共下水道事業費55万8,000円、2目尿行集落排水事業費245万5,000円。28頁です。9款1項1目非常備消防費13万円、10款1項2目28,000円、3目IT教育事業費（情報処理教育事業費）40,000円の減、4目スクールバス管理費164万9,000円、30頁です。10款2項1目小学校管理費65万6,000円、3目給食費13万5,000円、4目児童交流学習事業費0、財源の補正です。5目小学校統合準備事業費92万1,000円、10款1項1目中学校管理費133万1,000円。32頁です。10款4項社会教育総務費14,000円、4目生涯学習推進事業費0、財源の補正です。11款1項1目農林水産施設災害復旧費536万2,000円。34頁です。11款2項1目公共土木災害復旧費7,425万円の減、11款3項1目鉱害復旧事業費40万円の減。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑につきましては、頁、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いを致します。最初に歳入について許可致します。質疑ありませんか。

4番： それでは14、15頁雑入の最上広域交流センター分担金等返還金697万円ということで、比較的に大きいものですからどういった内容の返還金なのか質問致します。

総務課長： それでは最上広域交流センターの分担金の還付金697万円が出ておりますけれども、これにつきまして申し上げたいと思います。広域ですので8市町村でそれぞれ分担金を支払いまして運用している訳ですけれども、先の10月の広域議会で決定されたということで、そこで清算されまして、今言いました金額が町に還付金として戻ってきております。その内容でありますけれども、非常に分かりづらい面もあるかと思っておりますけれども、駅にあります「ゆめりあ」の交流センター、平成24年度で当初町でも分担金として支払いしている訳ですけれども、その当初予算について還付されている金額が137万8,000円、新たに同じ「ゆめりあ」の交流センター、10月の補正の時に町で分担金を出している訳ですけれども、それについての還付金が24万7,000円、それから平成23年度の資源売却の還付金ですが、例えば缶とか瓶とかありますけれども、そういう資源売却を販売した金額をそれぞれの市町村に還付になってきております。舟形町の分も款農金として120万4,000円、それから同じように平成23年度の還付金として過年度分として同じように411万4,000円が還付金としてなっております。今4つのものに分かれて入ってきている訳ですけれども、本来ならば年度纏めて一括すれば良いと思いますが、総務課長会議でも議論しているのですが、

最上広域の考え方としまして、当初予算は当初予算で清算して、補正等で頂いたお金は、補正は補正でそれぞれ清算して、それぞれ返すということになっておりますので、少し分かり難いシステムになっておりますけれども、これも最上広域議会で可決されたということで、各市町村にそれぞれ舟形町と同じように分担金の還付金という形でお金が還付になっておりますので、今回の議会で歳入として上程させて頂いた経過にあります。

4番： 内容的には分かりました。しかし年度別の返還金をプールしておいて、何年度分かを1度にきたという説明ですけれども、やはりこの制度は分かり難いのではないかと思います。やはりその年度、年度で出た分担金の返還金に当たるものは、その年度毎に清算していくべきではないのかということ、この広域に関しても、こちら側からきちんと言っていけないのではないのかと思います。これはそういう制度で終わってはいけない問題ではないのかと思います。私も民間のものですが、何会計か随分持っていますけれども、そういうものはやはり分からなくなってしまう。要するに簡単に言えば、不正にも繋がってしまうのではないのかという懸念もあると思いますので、是非明瞭に会計を精査できるようなシステムにして欲しいと広域にも言って頂きたいと思います。

総務課長： 担当の総務課長会議でもそういった意見がでておりますので、これまでも最上広域としても色々な考え方があって、そういった感じにそれぞれ1つ1つ清算して、余ったお金に関しては各市町村に款農金という形で返しているのだと思いますが、非常に分かり難い面もありますので、引き続き総務課長会議等で協議しまして、もし改善できれば改善して一本化するように、これからも協議を続けていきたいと思っておりますので宜しくお願いしたいと思います。

町長： この広域の件については、組長が理事会になっております。その中でこの還付金というものも8市町村でその都度協議しておりますけれども、基本的に今は佐藤議員が言った通り、その年度で当初予算、補正予算、年度で清算しましょうということが基本です。ただ、今回は23年度の資源売却金が出てきたものですから、これはその疑義持たれることはないのでしょうか、基本的にはその年度で清算するという基本です。ですからこれをお話すると長くなりますけれども、その当該年度全体で7,000万円が出た場合に全部還付する訳です。私は、それはそれで結構ですけれども、半分位は積立すれば良いということも申し上げております。ということは、不用不急の事業が出た場合は、こういう積立金であれば良いのではないかと申し上げておりますけれども、まだまだ纏まらない件もあります。ただ基本は当該年度で出た還付金はその年度毎に清算するということが基本でありますのでそれだけ先ずご理解願います。

議長： 他にありませんか。

(無しの声)

議長： 無いようですのでこれを以て、歳入についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第1款から第5款労働費について質疑を許可致します。質疑ありませんか。

3番： 3点程お伺いします。初めに16頁総務費財産管理費、公共施設等の耐震化事業430万円程計上されてございますが、何処の耐震化の部分なのかをお伺いします。2点目でございますが、その下の6目まちづくり推進費で除雪機購入費156万5,000円とあります。この除雪機は何処で使う除雪機なのか。もう1点でございますが、次の18頁3款民生費でございますが、数字が出ていないので逆にお伺いしたいのですが、実は保育所に携わっている方から保育所が雨漏りしているという話をお伺いしました。これから冬を迎えて大変なことではないかと思うのですが、そういう事情を町当局でご存知なのか、早急に対応してはならないと思っておりますけれども、その予算の計上になっていませんので、その辺りをお伺いします。以上3点お願いします。

総務課長： 財産管理費の公共施設等耐震化事業430万円でありますけれども、役場庁舎の設計、業務委託料として計上をさせて頂きました。

まちづくり課長： 除雪機械の購入費は長沢地区になります。今回は県の方で補正予算が8,400万円程、雪対策費に計上されまして、それで対象になったということで、50万円の上限ですが補助金があったものですから、長沢地区を対象とした貸付の為の除雪機を購入するものであります。

健康福祉課長： 保育所の雨漏りについては、まだ聞いておりません。ただ、11月中旬に雪囲いをした際にもそういうお話はなかったのですが、先般の風の強い日辺りでもしかすると雨漏りが出たのか、その辺は確認をさせて頂きたいと思っております。

3番： 先ず耐震の関係ですが、役場の分だということですが、以前から再三耐震化については問題にな

っておりました。役場についていよいよ委託料などが発生しておりますが、今後の具体的なスケジュールと言いますか、何時まで掛かって実際に耐震化の工事は何時から始まるのかをお伺いします。2番目の除雪機でございますが、これは長沢地区限定で以前の堀内のとらん丸のような形での対応なのでしょうか。最後の雨漏りでございますが、話を聞くと昨年も雨漏りがあったという話でしたものですから、十分に確認して頂いて早急に対応して頂きたいと思えます。

総務課長： 第1点目についてのご質問でございますけれども、役場の耐震につきましては何回も議会で吟味されておりますけれども、今の業者の方と基本的には業務を続けながら、そして耐震工事を行うということで、各課に連携を取っておりますけれども、例えば部分的には2ヶ月位保健センターに移動しなければならないとか、内部で色々調査はしておりますけれども、基本的には外にプレハブを作って工事する時に特定の課が移動して仕事をするということも考えたのですが、色々経費等も掛かるということもありまして、仕事しながら土曜、日曜、或いは連休が続く時がありますので、大きい工事等は役場の休みの時にして頂くとか、また、電算関係も入っております、それを止める訳にはいきませんので、基本的には業務を続けながらやっていくという工法でやれないか進めております。来年1年間で耐震補強工事を行う計画で今のところ進んでおります。

まちづくり課長： まちづくり課の方では、地域支え合い事業を今後展開しようと考えていまして、とらん丸は今回地域整備課の方で1台購入をして、それを貸し付けるとしております。今回11月に町内会に募集を掛けましたところ、2地区の応募がありまして、1地区では機械除雪ではなくて話合いの部分ということで、機械的には埋まったのですが、堀内地区と舟形地区の方には個人的な対応の貸し付け用除雪機がございますが、長沢地区にはございませんので、それを整備することによって県から助成金も貰えるということでもありますので、この機会に関しては個人に貸し付ける為の役場と堀内地区にあるものと同じような考え方で貸すものでありまして、町内会からとらん丸のような機械を町内会で対応するという要望はありませんでしたので、今回は個人対応の機会を貸し付ける為のものということです。

3番： 耐震化につきましては、業務を行いながらということでございますので、業務に支障のないようにスムーズに事を運んで頂きたいと思えます。除雪機の関係ですが、今回の購入については、仕組みを私はよく理解しておりませんが、地域支え合いのモデル事業ということで、先般各町内会長さんに説明をしたとございましたけれども、あれにはとらん丸1台と何と言いますか歩行するタイプの機械が2台の計3台があって、その中でそういう地域支え合い事業の要望がある地域に対して対応するという話のようでしたが、この機械はそれとは別と考えてよろしいですか。県から補助が貰えるから買ったということではなくて、計画性を持ってやっていかないといくら買っても貸す相手がいなければ買う意味が無いし、買う前にきちんとそういう精査をしていかないと金の無駄遣いになってしまうのではないかと思います。どうでしょうか。

まちづくり課長： 当初、県の方で9月補正に上程をされまして、その要項がなかなか出てきていないという条項がありました。それからまちづくり課では、降雪時期に入るということもありまして、町内会に11月初めにとらん丸も今回で2台になります。こういった除雪機械も購入できると。但し、上限が50万円の補助金が限度だということがありまして、とらん丸は難しいということもあり、もう1台はハンドガイドのものを貸し付けるとということで、機械は3台用意できますということで募集をしているところで、議員さんが言われるようなことでは進めておりましたが、募集にはとらん丸の2台分の2町内会さんと機械の方は必要という町内会がございませでしたので、長沢地区に貸し付ける為のハンドガイドがありませんので、その為に充実する為にその機械を今回県から助成金を頂いて買うという対応をしたということでございます。基本的には、もう少し早い段階で要望を取り纏めれば良かったのですが、そのような要望が結果的には機械の貸し付けの要望がなかったということでございます。

4番： では16、17頁の同じくまちづくり推進費の除雪モデルについてですが、昨年9月議会で随分この件に関しては、私も質問しまして、非常に使い勝手の悪いシステムと除雪機があるということで随分質問した訳ですけども、去年の9月、町からの回答は、市道問わずの除雪は難しいと思われましてという返答があった訳です。私の町道と私道が実現できたのが、去年洲崎地内に導入したとらん丸君だった訳ですけども、それをまた拡大して今年もう1台ということで、9月に私が一般質問した時の答弁は、市道問わずの除雪は難しいという答弁だった訳ですけども、その直ぐ数ヶ月後にそういったことが該当になるとらん丸君を直ぐに導入したということです。そういう施策面で変更が見られたということは、評価でき

るのですが、私の一般質問に対する答えではできませんと言ったのに、それが直ぐ該当になることをしたということは、ある意味評価できますが、ある意味何故なのかという気持ちをずっと持っていました。というのは、そこで私が見えてきたのは、課内での話合いがよくできていないのではないかと1点思った訳です。つまり、この地域支え合い除雪モデルも私のところに色々モデルはきたのですが、果たしてこれが町の相対的な除雪をしていく上で特定するとすれば、高齢者の除雪になっていくのだろうと思います。そういった方々を網羅できるような形で検討をして出してきたのかと思っています。まだまだ借りたいとか、借りようとか、先程課長が言われたように1件もハンド除雪機を借りたいという町内会が出てきませんというような事業なのではないかと思っています。まだまだ借りやすい、使いやすいシステムになっていないのではないかという懸念があるのですが、その点どの位課内で、或いは課同士で話合いをして、こういった除雪モデルを出してきたのか質問したいと思います。

まちづくり課長： 大変難しい質問ですが、企画担当で話をしているのですが、相当丁寧にとということではなくて、福祉の方で困っているということでしたので、健康福祉課の福祉の方とは相当しております。それから政策推進会議でもどうすれば良いかという打ち合わせを数回しております。ただ、その辺の熟度については、なかなか実際に行っていないところがあると思います。申し上げますのは、1つは行政で支えなければならない方については、今福祉の方で担当しておりますが、今回の地域支え合いというものは、行政が支えるべきところ以外で、昨日の町長の答弁にもありましたように行政で支えるべく要項は3つあります。その3つに該当しない方ではなかなか除雪ができないという方をどうするかということが問題になっております。それについては地域で支え合って頂きたいということで、役場ではこういったシステムをだしておりますが、全て行政で賄うことは難しい状況でありますので、地域で支え合って頂きたいということが役場の考えでございます。それで地域で支え合う仕組みについてやはり大きい町内会、小さい町内会色々あるものですから、そこら辺について先ずモデル事業としてとらん丸を導入してやっていこうという考えでやっています。10月には町内会長と民生児童委員の代表の方と集まってこれらのことについて話し合っております。ある地域では、既に支え合っているので行政が変に手を出さないで欲しいという町内会もあります。色んな町内会があって、小さい町内会では機械を借りてもできないという町内会もあります。そういう町内会もある訳ですが、このとらん丸も最初は、小さい路線の町道の除雪を早くする為に買った訳ですけども、町道を条件に最初の年は行いました。町道を除雪して頂いて、それでその機械を地域の方に使って頂きたいということでやりましたが、それだけでは足りないのではないかという要望もありますし、実際に町道の除雪を請け負う為には、小さい小型の除雪工区ではないとなかなかできないという問題もあります。今まちづくり課では、町内会長、民生児童委員さんのお話を伺って、地域の話をお伺ってどういう地域の支え合いをすれば良いかという話を進めながらやっているということで、いきなり答弁等が変わったということですけども、町としましても試行錯誤でやっているというご理解をして頂きたいと思います。先程言った話合い等については、主にまちづくり課の担当と福祉の担当で福祉の世話にならないギリギリの方をどうするかという話合いは相当綿密に行っておりますが、企画サイドで全体的にこうするという事に関しては若干話合いが薄いとは感じておりますので、今後そういうふうに行っていきたいと思っております。

4番： 試行錯誤の段階ということで、ある程度は理解しますし、使い難い制度の除雪機貸し付け体制から1歩も2歩も進んだということは評価できると思います。そこでもう少し突っ込んで質問しますが、今回除雪機導入ということは、この予算内で2台買うつもりだったという話ですが、実際に町内会からは貸し付けの申し込みが来ていないということです。でも長沢地区に1台貸すつもりだということは1台残る訳です。それをどうするつもりかという問題が出てくると思います。つまり貸したいけれども、機会は残るということになれば、職員達で使ってしまうおうという、例えばボランティアで職員が除雪に行く時に、この除雪機を使ってしまうおうということは簡単に想像できると思います。ここの違いを考えてもらいたいです。役場職員がボランティアに行く時は、余っている除雪機を使ってしまうかもしれない。だけど一般町民が、例えば消防団が町内から要請されて雪おろしに行った時に「除雪機が1台あれば」と町に言えば、何とかかんとかという制度があって借り付けできないということが想定される訳です。そうするとこの違いは一体どういうことだということになりかねませんから、この余った1台は是非使い勝手の良いシステムの中に導入して、或いは消防団や自治体のボランティア団体とか、そういうボランティアの方々に直ぐ貸し付けできるような1台として残したら良いのではないかと思います。如何でしょうか。

まちづくり課長： 今回の個々の除雪機については、1台は長沢に置いて舟形、堀内同様に貸付できるような環境を整えるということでありまして、もう1台のとらん丸については1台余っている訳ではなくて、町内会の要望で洲崎町内会と大平町内会の申し込みがありまして、とらん丸は今回買うと2台になります。その2台をそちらに貸し付けるということで、余っている機械はございません。ハンドガイドについては、役場に1台と堀内に1台、これから整備するもので長沢1台、これについては今言った消防団やボランティアの方などに貸し付けはできます。今言われました消防団とかそういった方に役場の方で使っている時期以外にも1台ということについては、今のところは想定しておりませんが、今後町内会さん、民政児童員さんなどのご意見を聞いて、そういうふうな1台を置いた方が良いということになれば、そういったことについても考えていきたいと思えます。ただ、町内会の話については、この前の議員さんの質問にもありましたようにとらん丸だけで良いのかということもあります。実際はバックフォー的なものがあつた方が良いということもありますので、それについても今後検討していくということで考えておりますので宜しくお願ひしたいと思えます。

4番： そうしますと今回156万円は1台分の除雪機購入費になるかと思うのですが、町内会に配られた資料というのは、私は見られるところにいますので見ますと、とらん丸君1台と除雪機2台という説明で配布されている訳です。を配れる範囲内で何かそういう自分達で組織を作れますかという説明があつた訳ですけれども、町ではハンドガイド1台分しか考えていないということの説明のようですから、そうするともう1台、町内会の案内には、とらん丸君1台、ハンドガイド2台、1台分また他に要請があれば、補正で対応する考えだつた訳ですか。後もう1点、是非その消防団が町内会から要請されて雪降ろしに行った、降ろした、道路に積つた雪を退かして通行できるようにしたいという要請がある時は、保険付きの除雪機を直ぐに貸し出しできるものを今後しっかり準備して頂いておかないと、頼むにも頼めないという懸念がありますので、是非前向きに検討して頂きたいと思えます。

まちづくり課長： 私も確認は致しますが、私の方で捉えているのはとらん丸が2台、ハンドガイドが1台用意できますということで募集をしていると思えます。その辺については確認をさせていただきますが、私の認識では、去年1台買ったものがあります。今回9月に補正で予算を頂いたのもう1台あります。今回この事業で1台買えるのでとらん丸が2台、ハンドガイドが1台、貸せる機械があるので公募したというふうに捉えています。尚、確認を致します。それから地区内除雪に関しては村山さんの方でも三位一体となってやっている方式であると思えますので、これについても今後地域でやることについて、機械は役場で、ダンプ等については地域とか、全国的には色々な方式で展開があると思えますが、それらを研究しまして、どのような方法が良いのか今後検討していきたいと思えます。

4番： 議長、もう1回だけ良いでしょうか。

議長： 簡潔にという条件でもう1回だけ。

4番： ありがとうございます。課長の言っていることは少し違ふのではないかと思うところが1点あります。とらん丸君2台が貸出できます。そしてハンドガイドのものが今回1台ということですが、とらん丸君1台は、去年既に洲崎町内会に貸出ししている訳ですから、我々に更にとらん丸君2台分の空きがありますという説明はできないはずで、洲崎町内会で「今年はもう使いません」と言つて、新たな町内会に貸出しますという認識で課長は言われているのですか。洲崎町内会では今年も使用する訳ですから、もうそれは埋まっている訳です。先般の議会で400数10万円の新しいとらん丸君については募集を掛けたということであれば、我々は地域支え合い除雪モデル事業の説明としては、とらん丸君1台しか空きがないはずで、だから私は除雪機2台というのは、ハンドガイド2台だろうと思つて、それで町内会の方に私は説明をしている訳です。そこら辺の違ひは大きな違ひですから、今分からないのであればよく調べて説明をお願ひしたいと思えます。

まちづくり課長： この件につきましては、10月の町内会長さんの代表と民生児童委員の代表の中でお話をした時にそういう仕組みを知らなかつた町内会さんがありまして、もう1度最初からのスタートで、今回改めて洲崎町内会さんも含めて公募をするということにしました。あくまでも洲崎町内会さんにずっと紐を付けている訳ではなくて、洲崎地区もモデル事業でやっていますので、その結果も踏まえる必要もあるということで、改めて公募を洲崎町内会さんも含めて行った状況です。それでまな板の上に上げて頂いて、この2台をどこの町内会さんが1番効果的で良いのか、モデル事業としてやれるのかということ、改めて募集をしたということでございますので、洲崎町内会さんをそのまま24年度の除雪についてもする

というのではなくて、洲崎町内会さんからもご提案を頂いて、それを審査をして決定するというのでやりましたので、洲崎町内会さんもゼロベースからのスタートということになりました。

議長：他に質疑ありませんか。

2番：それでは16页第2款1項1目の一般管理費25万円ということですが、その理由がドクターヘリ休日職員待機職員人権費増という内容でありますけれども、具体的な対応と言いますか、毎週日曜祭日に職員が来て、何時から何時までいて、これをドクターヘリが就航する訳ですから、ずっと行っていくのかというところが第1点であります。その次が、第2款1項6目の地域支え合い除排雪活動支援モデル事業の中で今回購入する除雪機について貸し付けるという内容でありますけれども、町で想定している利用の仕方と言いますか、あくまでも個人に貸し付けて、丸きり個人の使い方については全部任せるといふような内容なのかと、その下に事業交付金ということで21万円という金額もありますけれども、この使われ方がどういうふうな内容なのかということでもあります。その下の地域おこし協力隊事業の中で損害保険料39万7,000円の減と臨時職員共済保険料15万1,000円増という内容でありますけれども、この内容についてもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。あとは第2款1項9目生涯学習センター費49万3,000円の修繕費の中身についてお願いします。第3款2項2目児童措置費130万円、こども手当支給事業という内容でありますけれども、中身について詳しくお聞きしたいと思います。次が20頁、第5款1項1目労働対策費マイナス1,371万1,000円と緊急雇用対策委託事業の大幅減額という内容でありますけれども、大幅減額になった理由を聞きたいと思います。

総務課長：それでは第1点目と関連しますので、緊急雇用対策の最後の質問2点についてお答えしたいと思います。初めに時間外手当につきまして25万円計上させ頂きましたけれども、議員がご承知の通り、今回11月15日から山形県の方でドクターヘリを就航させております。基本的に各市町村にヘリが離着陸する際のランデブーポイントと着陸するところがありますけれども、その安全管理等含めて、本来であれば他の地域では、広域消防の方がやっている訳ですが、最上広域につきましては人員等の関係でできないということで、各市町村職員で対応するようにと決まりました。基本的には、平日は我々職員がおりますので総務課が中心となりまして連絡等が入ったら火災と同じように、ランデブーポイントに職員が行って安全確認をしてドクターヘリが着陸できるように色々合図等がありますけれども、その準備に取り掛かる訳でございますけれども、土曜日、日曜日、祝日につきましても同じように職員が対応していくとなりましたので、基本的には8時半から17時まで待機になります。基本的に暗くなってからドクターヘリは飛びませんし、また天候等が吹雪等の時は飛ばないとなっておりますけれども、天候等は刻々と変化致しますので、基本的には8時半から17時までそれぞれ平日、土日につきましても職員が待機している訳です。その休日の職員手当と致しまして振替休日を致しておりますけれども、25%だけを支給したいということで、今回予算の計上をさせて頂いております。今のところは3月まで、総務課の職員、それぞれ関係する健康福祉課の職員男子だけありますけれども、それから舟形町にいる職員としての消防団の方にもお願い致しまして、色んな面でも訓練されているということで、色んな問題等がありますけれども、当面3月までは職員で体制を取って準備していくという時間外の経費として計上させて頂きました。それから関連しますので、労働費の緊急雇用対策1,371万1,000円減額になっておりますけれども、当初予算でそれぞれ見回り隊でありますとか、観光情報アドバイザーとか色んな項目がありまして公募をした訳でありますけれども、その中で介護指導員の育成事業と致しまして、10名を予算化して募集を図った訳でありますけれども、1人も応募されなかったということで、それで今回大幅な減額になっております。それでもう1名、福島からの避難している方を対象にして1名を応募するというので予算的な配慮になっていたのですけれども、その方も応募しなかったということで当初の見積もりにつきまして、実際応募された方が少なかったもので、今回減額した理由になっております。基本的には緊急雇用対策は今年度で終わるということでこれまでもご説明してきたと思っておりますけれども、昨日政府の方からこの事業を実施するような情報も入ってきておりますので、こういった情報も収集しながら、また非常に有利な制度でもありますので、町の方でも吟味しながら活用を進めて参りたいと思っております。以上2点についてご説明申し上げます。

まちづくり課長：先ず利用の仕方ですが、あくまでも利用者には燃料を満タン貸し、満タン返して返してもらうということで、基本的には申し込み予定を入れて頂いて貸し付けるということで今のところ考えているところであります。それから21万円のモデル事業の交付金の考え方ですけれども、町では、地域支え合いと各町内会さんで整備をして頂きたいと考えておりますけれども、今回募集させて頂いて、地域

支え合いの関係については、町内会と民生児童委員と地区の方々と一緒に組織を作って頂かなければいけないということで考えております。申しますのは、町内会長さんは地域全体を見られておりますが、町内会長さんには福祉でお世話になっている等の個人情報についてはいきません。民生児童委員さんが持っている訳ですので、そういった方々を中心にそういった組織を作り、その地域の除雪に関わる問題点について話し合いをして頂いて、例えば「こういった人が困っている」ときた時に、その方について民生児童委員さんは、福祉の件で該当する場合、平常時であれば雪おろしは2回まで、玄関除雪は何回までということでお金がきますので、そういった方については、福祉に連絡をして福祉のお金を頂いて地域の組織が行う場合もありますし、業者に頼む場合もありますが、そういったことでそういう整理をすることになります。そこでできない方については、どうするかという話をして、地域でその機械を使ってやりましょうということになる訳ですので、そういった話し合いを充実して頂く為の運営費という考えです。その機械についてとらん丸があるところについては、「とらん丸で除雪をして頂きたい。個人的な状況ですので負担金を頂いて下さい」ということで、それは町内会にお任せします。1,000円とか500円とか、洲崎さんのところでは1回500円頂いているようですが、そのようにやっています。その500円等については、同じ額を町で運営費プラス除雪をした回数に基づいて、その同額で上限を定めて交付をして、その運営に浸かって頂きたいということで考えております。基本料金、話し合いの経費とそれと除雪した回数に伴って住民の負担を頂いた金額と同額程度、町で助成をしたいと考えております。そういったことで今回モデル的に行いたいと考えております。それから地域おこし協力隊の人員費でありますけれども、人員費と言いますか、保険料等であります。地域おこし協力隊は国の制度設計の中で、賃金による雇用ができなかったということがありまして、この報酬で支給をしているということになります。賃金の職員ではありませんでしたので、災害補償等の民間の保険に掛けておりましたけれども、これが臨時職員の方の共済保険に該当するというので組み替えをしたということになります。それから生涯学習センターの修繕関係ですが、これについては保安協会から毎回点検をして頂いておりますが、非常用のラジエータの交換、予備電源の塗装が必要になっているということ。それから体育館東側ピロティのガラス窓の防雪の取り付け修繕関係、併せまして49万3,000円になるということでございます。以上3つの修繕を行うということでございます。

健康福祉課長： こども手当は年3回交付になります。6月、10月、2月。10月までの交付は済んでおりますので、2月分の決算見込みを立てて、今回歳入歳出で補正をお願いしたところです。以上です。

2番： 最初に除雪機を貸すという形は分かりましたけれども、管理者は誰がするのかということが第1点であります。もう1つはとらん丸であれ、除雪機であれ、町の除雪機には関係なく、その地域の中で支援、モデル的な話し合いをして、形を作って実施していくということであれば、この交付事業に該当するかどうかということでもあります。その次が地域おこし協力隊は4月から来て8ヶ月程経過した訳でありますけれども、今現在の地域おこし隊の活動内容とこれまでの活動評価はどうもっているのかを聞きたいと思えます。

まちづくり課長： 先ず管理者でございますけれども、長沢地区に関しては生涯学習センターを想定しております。堀内は今まで通り堀内出張所、それから舟形町の方では社会福祉協議会の機械でございますので、社協が管理すると考えております。それから地域支え合いモデル事業の交付金ですが、話し合いを進めていくということであれば、今後新たな地区の認定ということもやって参りたいと思えます。それから地域おこし協力隊の活動、評価ということでもありますけれども、私から言うまでもなく、地域の方々から地域おこし協力隊の方々は大変評価を得ていると思えます。やはり役場の仕事でなかなか地域のお手伝いできない状況にあります。地域おこし協力隊というのは地域おこしであれば、何でもできるということでございます。大変今長沢親和会さんでもそうですし、炎祭りでもそうですし、色んな所からオファーがきて、日程調整がなかなか難しい状況にもなっております。それから色んなイベントや座談会にも顔を出しております。とても積極的な方で今回2名については、私の方では大変評価をしており、本人達の希望があれば来年以降もお願いをしたいと考えております。それから実際の活動状況であります。私の方でこの方々に何時何処で何をやっているかという手帳と言いますか、手帳に似たような実績報告を毎日させております。毎日と言いますか、付けさせておりますので、必要であれば、それらをコピーしてお渡しすることが可能です。後程必要であればお渡しができる状態ですのでお渡ししたいと思えます。それから小林隊員とまちや隊員ということで広報でもずっと報告をさせて頂いている通り、そういったことも皆さんには広報させて頂いているところです。それから婚活の事業等にも参加して頂き、12月7日、明日から

ですか、3日間よみがえりレシピということで、映画の観賞会も計画しております。こういった計画も地域おこし協力隊でやっております。それからターンズというものがありますが、こちらの方に一昨日町長が答弁をしました雪かき応援隊の募集も本にしております。町の方では色々な面で違う視点から、都会の方の視点から色々携わって頂いて大変評価をしているということで来年以降も続けていきたいと考えております。

2番： 町で導入しようとしている除雪機については、やはり昨年のような豪雪ということになれば、雪害という言葉に尽きるのではないかと感じる訳であります。そんな中、町でこのような対応をしていくことについては決して反対ではありません。ただ、言えるのは町が想定したような使いわれ方ができるように貸した後についても十分に監視をして頂きたいということでもあります。これがズルズル管理も行き届かなくなって自由に使われるということが非常に危険でありますので、町で想定した通りの使われ方をしているのか、逐次監視をして進めて頂きたいと思います。

議長： 他に質疑ありませんか。

(無しの声)

議長： 無いようですので第1款議会費から第5款労働費についての質疑を終結致します。

続きまして第6款農林水産業費から第13款予備費についての質疑を許可致します。ありませんか。

1番： 23頁の創意工夫プロジェクト事業の817万円の内容と25頁、縄文の女神特産品開発云々とあります。この中で先般11月1日に県の方でイベントがありまして、ホテルに行った訳ですけれども、あの時皆此処におられる方々が胸にしているような縄文のブローチがあります。これを町民の方々がボランティアに行ったり、最近であれば五橋中学校の方に出向いて交流をしたりなど、奥さん方も多方面で活躍している訳です。そんな時に「自分達ばかり格好の良いバッチ付けているのに町民にはないの」という意見もありますので、もしそういう計画をしているのであればお伺いしたいと思います。もう1つは27頁、土木費の中で除雪機械格納庫整備事業とありますけれども、何処の何工区の車両格納庫が何処に立つのかお聞きしたいと思います。

総務課長： 第1点目の創意工夫プロジェクト支援事業でありますけれども、この事業は建設会社の方と山形大学の方でこれまで色々共同開発等をしてきた経過がございます、今回実用化の目途ができたということで、県の事業で県が60%、町が10%、残りの30%は業者さんが事業主体の持ち出し分になっております。これは木材を乾燥するシステムでありまして、通常でありますと自然乾燥等がございますと通常3ヶ月位掛かると聞いております。これを雪の冷気を利用して、その生木の水分を除去するようなシステムではないかと思っておりますけれども、その工法で行いますと2週間位で大体の水分が除去、乾燥できるということで、その実用化の目途が付いたということで、県の方でもある程度認定致しまして、今回この創意工夫プロジェクトということで予算を計上させて頂きました。設置場所等につきましては沖の原地内がこの事業を導入していくとなっております。それから25頁の商工費の縄文に関しまして、議員の皆様もバッチをつけておりますけれども、町と県で共同開発をしたと言いますか、町でも購入してそれぞれ皆さんにお配りさせて頂いております。ここで70万4,000円計上してありますけれども、ここの縄文の女神に関する開発の中でラズベリー酒や古代米を入れたお酒でありますとか、また、皆さんが付けていらっしゃるバッチと少し違いますが、舟形町出身の方がブローチ型を作る技術を持ったやり手の方がおりますので、その方に依頼しまして、町でも新たなオリジナルのもので丸い感じですが、もう1つ開発しております。もし町民の皆さんで今販売されておりますバッチ等が欲しいという方がいましたら、教育委員会が窓口になって色々して貰っておりますが、総務課でも経費等の問題がありますので、どのような方法で周知して、いくらでお配りするかも含めて検討させて頂きたいと思います。

地域整備課長： 除雪機械格納庫整備事業でありますけれども、これは長沢地区の除雪機械1工区、2工区分であります。これを納める格納庫ということで色々用地を検討しておりました。それで長沢小学校グラウンド脇とか色々検討しましたが、民家に近いので良くないというご意見もありましたので、今回関田地区の今現在、県の除雪機械が納まっている場所がありますけれども、その用地を求めまして、そこに建設する形を取っております。それで用地購入費を上げさせて頂いております。

1番： 創意工夫の木材加工をする為に雪冷房で乾燥させるというアイディアは、沼澤工務店の社長が当初沖の原に工場を移設する際に四苦八苦しなから取り組もうと思ったけれども、その時は断念した形がありました。今回、株式会社かねしちという社名が入っておりますけれども、この方は沖の原地内にそれを

取り入れるという形で沼澤さんと提携して、雪の節減利用で良い乾燥状態で歪みのない素晴らしい木材ができるということを知っていたのですが、それも繋がっているのかということもお聞きしたいと思います。それとブローチの件もありましたけれども、聞くところによると舟形町太郎野地区出身の方で、県でもかなり有名な方にブローチの製作を町でも依頼しているという話を聞いています。今現在私達が貰っているブローチも希望があれば、商工会さんを通じて手に入れることも可能であるということですが、いずれにしてもそれを町民の方は分かっていない訳です。今付けているものが購入できるという情報なり、今模索しているブローチ等が完成すれば、かなりの数を発注すると思います。その際には購入して頂くのではなくて、せめて1世帯に1個位ずつは配布してもよろしいのではないかとこの考えを持って頂ければと思います。もう1つ、除雪に関してですが、今回此処で言うまでもなく色んな除雪の入札に関してかなりゴタゴタがあった中で、怪文書と言うか、投書的なものも頂きました。その中で印紙の上で台帳云々という言葉がありました。その時、その方に町の方では、職位の何方が対応されたのか、お伺いしたいということと、先般の一般質問にもありました「雪に強いまちづくり」ということで、除雪後の排雪等について、かなり地域間で温度差があり、問題になっているという課題が出されました。除雪の入札に当たっては、各路線の排雪のやり方が各工区単位でかなり違っております。そういう中でどのように入札の項目に入っているのか。と言うことは、雪を堆雪する場所は工区毎に発注を受けた建設会社さん等が工区単位で堆雪場所を町民と協議して堆雪場所を確保しているのか、それともそれまでも全て町が全て行っているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

産業振興課長： 最初に2つの点についてお答えしたいと思います。今議員が申されましたように、北海道の方では既に何年か前から実用化されているという情報を得ております。多分山形県内では初めてだと思いますので、こういった自然エネルギーを利用して更なる山形県内の木材関係の利用拡大に繋がれば、また舟形町の新しい発信基地として、今のところ建設業者の方がやる訳ですが、これも広く県内に普及していく可能性があるのではないかと思いますので、町でも色々な情報を得ながら関心を持ってこれからも見て参りたいと思います。それからブローチ等の件でありますけれども、太郎野出身の方で以前に舟形小学校のトンぼを制作して頂いた方でありまして、色んなところに出品等をしておりますので、やはり舟形に関係する方から、また、新しい図柄等も検討して頂くということで昨日も職員が直接行きまして色々な内容についてお話をしておりますので、でき上がった段階で今1番議員さんが申されたように1戸あたり云々とありましたけれども、そのようなことも含めて内部で検討させて頂きたいと思います。

地域整備課長： 雪の堆雪場所等についてですけれども、除雪入札する段階で入札の条件としまして、その段階で色々な条件を付けております。今まで除雪にあたってきました路線毎にこれまでずっと堆雪、投雪をさせて頂いている箇所がありますが、それについてはそのまま今まで通りに地区の方々から協力を頂きまして、堆雪させて頂いている状況にあります。例えば家を新築したり、変わったりした場合に新たにその場所に条件を付ける段階でお願いをするなどの対応を取るような形にしております。業者さんと町も行く場合もありますので、その辺は臨機応変に対応しているような形を取っています。

1番： 木材加工乾燥に関しては、やはり町長も再生エネルギーフォーラム等で発言しております通り、雪の利用を取り入れたいと提言されておりますので、是非こういう素晴らしい施設を、舟形を一気に発信していけるような取り組みを応援して頂ければと思います。ブローチに関しては、おっしゃられた通りに検討して頂ければと思います。除雪の件ですけれども、私の質問の仕方が悪かったのですが、今回はかなり色んな入札の時は、今回の車庫に関しても町の方で100%土地を買って車庫を建てるという流れでいくに当たって、除雪に関してはかなりの問題が出ました。数年前にはある路線は除雪に来るのが遅いので、工区の短縮をして1社増やしながらか、今現在でも除雪を行うにもまだ改善されていなくて、その機器に合わせた時間帯のロスがあるような作業体制ではないかと思います。もう少しテキパキ行けば、もっと早い時間帯で終わると町民から数多くの意見が出されております。その中で除雪体制を建設会社に対する入札行為で行っている訳ですが、行政単位で除雪の仕方が違います。舟形町の場合も今後、こういう入札体制を継続していくのが良いのか、それとも同じ直営でドライバー育成の為に体制を変えていく必要があるのかということとを来年度に向けて協議をしながら、地域住民に適切で迅速な除雪体制を図れるように今後共、計画に対しての協議をしっかりとさせて頂きたいと思います。

地域整備課長： 除雪体制につきましては、今現在ロータリー車10台、ドーザ2台で行っている訳ですが、やはり議員が言われるように時間に限りがあるものですから、大分遅れて除雪が終わるとい

こともたまにあります。やはり雪の自然条件で作業条件も変わってくると思いますが、色んな条件面から遅れて除雪するということもあります。今の機械の中ではやはり限度があると言いますか、工区や機械を増やして行えば、もう少し時間もスムーズに終わるとは思いますが、機械を購入する余裕と言いますか、更新する台数が限られておりますので、その中で今現在行っている訳です。オペレータの方にも色々遅れている状況を把握しながらスムーズな除雪体制を取るように指導はしておりますけれども、今のところはなかなか上手くいっていない状況であります。それから入札方式にするか、直営方式にするかということでもありますけれども、今後の課題としてまた役場の中でも相談しながら検討して参りたいと思います。

議長：他に質疑ありませんか。

6番：私からは30頁小学校統合準備についてご質問致します。統合もあと3ヶ月程で統合も間近に迫った中で学校の体制づくりも統合に向けての進捗状況は進んでいるとは思いますが、ただ、教育委員会としての1つ、これからの食育に対する考え方をお聞きしたいと思います。宜しくお願いします。

教育長：6番議員に的確な答弁をできるか不安な面もありますが、食育については基本的には現行の方法を踏襲していくという考え方を持っております。今盛んに言われております「子供の栄養バランスの問題」「家庭の食事の取り方の問題」等の調査も行われておりますので、そういうところについては、今後県の食育に関する指導に基きながらやっていきます。舟形独特の食育のやり方では、今各学校で、特に小学校ですけれども、自分達が作ったものを給食に提供するというやり方でやっている学校とそういうことが少し手薄になっている学校がある訳ですけれども、そこについては今後与えられた学校の敷地等もありますので、その中で保護者と学校の先生方と相談しながら与えられたスペースの中で作物を作る栽培体験も取り入れていかなければならないということもありますので、その辺が大きな課題になってきますけれども、まだはっきりしていない部分もありますので、その辺は今後詰めて行きたいと思っております。今食育の中で大変心配されている放射能の問題がありますけれども、そのことにつきましても、県のモデル事業に手を挙げまして、舟形の子供達に安心な生産物を食して頂くという形で、特に配慮しているところであります。また従来からおこなっている舟形独特のやり方と言うことで地産地消の取り組みでできるだけ多く舟形町で採れた物を食して頂くという形で、生産者の代表の方々を組織されているところと相談しながら、そういうものを納入していくという方法も取り入れながらやっておりますので、冒頭申し上げましたように現在やっているものを踏襲していくという基本的な姿勢の中で今後の食育にあたっていきたいと考えております。

6番：教育長の答弁は、的を得た答弁でございますが、今まで食育、或いは舟形町は第1次産業の町で農業の町として今までも頑張っている訳ですが、そうした中で子供達の意見、或いは自分の家では何を作っているという考え方、話の中で知らない人も数多くいるようでした。実際に色々な物を作って体験した場合にどれ位の興味があるかということ、或いは物に対する取り組み方がとても違うということも、自分の体験の中で分かりますが、今までも長沢小学校の場合は、畑等の勉強を通しながら、相当の食育も含めて、物の大切さ、食べ物的大事さということも分かっているのではないかと思います。これからの体制が新小学校になった場合にその辺を入れる、入れないでは、今土地の問題があると言いましたが、それを入れることによって舟形町ではどのような農産物を作っているか、自分がやはり楽しみながら時間を割いてまでも情熱を傾けて畑に慣れていく姿を見た場合に、これが1番大事ではないかと私なりに感じております。だから土地がないとか、土地があるとかではなくて敷地を如何に有効にして、その辺の勉強の課題にするということが、これからの問題ではないかと思っております。その辺で今日委員会ではどう考えているか分かりませんが、そういうふうに進めていく考えはあるのでしょうか。お願いします。

教育長：今大場議員さんからもご指摘ありましたように、舟形町の大きな教育の課題、目標にしているところは、命の教育ということもあります。植物とか生産物にも色々な命があるということも間接的に学んで頂くということもあります。ただ、舟形町の規範産業であります農業ということも理解して頂く。農業に対して親しむ子供達になって欲しいという色々な願望もあります。6番議員さんからも言われましたところは、十分に配慮しながら今後生かしたいと思っております。その方法については今日委員会のやり方次第であるというご指摘も承りまして、今後学校長と相談しながら、ただ1つ課題となるのが、学校と畑との関わりの中での立地条件が先程来、方法で考えられると言われましたけれども、現実問題として学校の場合は時間に追われながら指導しなければならないという大きな課題もありますので、今まで各々の学校でやってきたことが、そのまま全面的に踏襲できるかについては、早急に対応することが25年

度については若干課題が残るのではないかと思います。でも大きな試算的に考えた場合については、今ご指摘されたものについては、子供の発達段階においては大変重要なことでありますので、教育委員会としては今までと同じような成果を得た学校の良いところを新しい学校に取り入れていきたいという考え方もありますので、もう暫く統合しても1、2年温かく見守って頂ければ大変ありがたいと思っています。

6番： 私も今まで各学校において色々な姿を見て参りましたが、本当に子供達が生き生きとして自分が作った農産物を毎日、登下校の際にも畑に寄っている姿を見まして素晴らしい教育だと私は感心しております。もう1つは時間が取れないということは重々分かります。今までも校長はじめ、時間の取り方を工面しながら如何にして食育に対する情熱を傾けるということは、時間を割いて実際にやっている姿も目の当たりにしています。そういうことで今までの教育をできれば良いものだけは統合になったとしても、そういうことだけは、いの一番に進めて頂きたいと私の念願でございます。宜しくお願ひしたいと思ひます。

教育長： 今のご指摘を深く受け止めさせて頂いて、学校経営にできるだけ取り入れていきたいと思ひます。

4番： それでは22、23頁、同じく農業振興費と畜産業事業費の創意工夫プロジェクトと畜産業費の稲わらについて質問致します。創意工夫プロジェクトですけれども、今回はこの予算は1件だけの様な感じがしますが、このプロジェクトに応募してきた人は他にもいらっしゃるのかということと、もし万が一、その他の方にも使っている予算があるのでしたら、そここのところの説明をお願いします。畜産業費、緊急県産稲わらとありますが、どういった緊急性の中で稲わら確保という事業が行われたのか、その事業の緊急性と進捗状況を質問致します。

産業振興課長： 2点のご質問がございましたのでお答えしたいと思います。初めに1点目の創意工夫プロジェクト支援事業でございますけれども、先程1番議員からもご質問ございましたけれども、今回申請が上がってきましたものは、先程言いました木材等の乾燥施設であります。これはあくまでも県の事業でありますので、県のそういった要項等をクリアした事業に対して県の方で支援していく事業になっております。それから金額が小さいのですが90,000円、緊急県産稲わら確保対策事業でありますけれども、これはご承知の通り、放射能等で汚染されたわらが使えないという件がありますし、また外国等におきましても、特に畜産農家の場合ですと外国からわら等を輸入されている方もいると思ひますが、公的等の関係でなかなか需要と供給のバランスが取れないということで、これは県の方で単独事業としてそういった畜産農家等を支援する為に緊急的に対策を実施しているようであります。当町におきましても畜産農家がありますので、そういった方にわらが集まりやすいように支援していくということで、10a当たり県から6,000円、町の方では1.5ha分が該当しますので、それをかけますと丁度90,000円を県から頂いたということになります。ここで予算頂いてこれからわらを確保するのかということ、初雪が降っていますので補助等ではできない訳でありますけれども、これはあくまでも緊急対策ということで、これまでの実績等を踏まえてという要項がございましたので、その町で配分する予算の範囲内で、これまで行った県の要項等に該当する1.5haについて県からお金を頂いておまして、わらを集める為に掛かった経費として1a当たり6,000円ということで配分させて頂きました。主に福寿野地区が中心になったのではないかと考えております。

4番： 創意工夫プロジェクトですけれども、質問の意味が通じていなかったのか知りませんが、この創意工夫プロジェクトに応募してきたのは、この1件だということですが、他に応募してきた方々はいらっしゃるのですかということをお聞きした訳であります。創意工夫プロジェクトは、確か年何回か応募ができる事業だったと記憶しておりますけれども、要するに1件だけ該当ということになった、他の方が応募していれば、何故そこが弾かれてしまったのかということをお聞きした訳ですけれども、その答えがなかったものですから、また同じ質問です。他に創意工夫プロジェクトに該当させて欲しいという方々がいらっしゃるのかということをお聞きした訳です。県産稲わら確保ですが、県で緊急的にこういった予算を組んできたということですが、そんなに畜産業会の中でわらを汚染によって確保できないという状態に陥っているのかと疑問に思う訳ですが、県と町の認識は稲わらの確保が難しいという認識でいる訳ですか。以上2点を質問します。

産業振興課長： 初めの1点につきましては、沼沢農政班長の方からこれまでどのような申請があったか、お答えの方をお願ひしたいと思います。2点目のわらにつきましては、実際に山形県内でもこれまで宮城県の方から知らずにわらが入ってきたという報告がありましたけれども、今は多分ないと思ひます

が、どうしても風評公害なども非常に影響しているということがありまして、わらそのものが集まらないという条件になっているとお聞きしております。県全体として当然畜産関係の方のそういった行為にこたえる為に県ではこの事業を実施したのではないかと思いますけれども、時期的にこの辺は雪も降りますので、非常に遅いような感じもします。本来ならばもっともっと早く参加すれば良かったのかと思いますが、先程申し上げましたけれども、実績等に応じてということもありましたので、先ず100%県の単独事業でありますので、該当する農家の方にこの金額をお支払いするという事業であります。1点目については沼澤班長の方からお答えをお願いしたいと思います。

産業振興課農政班長： 今回補正で上げさせて頂いた分については、応募は1件です。これが第3次募集になっております。10月10日に締め切りまして、10月15日にその会社も同行しましてプレゼンを総合支庁で行いまして、その結果を得て「株式会社かねしち」が採用になったということですので、今回3次募集に上がってきたのは1件ということになります。

議長： 他に質疑ありませんか。

9番： 先程もありましたけれども、26頁の土木費除雪対策費の用地購入費でありますけれども、今回は増加分という補正になっております。実際の買収費は幾らだったのかということが1点、それと今回この費用は用地の購入費ですので、先程の答弁ですと格納庫を建築するということですが、建築についてはどのようになっているのか、それから用地買収ですから面積も分かりましたらお願いします。

地域整備課長： 用地購入の面積ですけれども、関田地区のワタナベ製材所の敷地を購入させて頂くことになっております。それで面積的には423.16㎡、1㎡当たり6,000円ということで購入費を上げさせて頂いております。建築につきましては、用地購入を契約してから、直ぐに建築に入りたいと思っています。建築の予算は、今手元にありませんが、2,500万円位だったと思います。

9番： 2,500万円位の建築予算ということですが、これは当初から入っている予算ですか、それともこれから上がってくる予算でしょうか。この格納庫については長沢地区の2台分という話ですが、今後は格納庫が完成すれば、そこに除雪機械をシーズンオフでも格納して置くということになるのでしょうか。

地域整備課長： シーズンオフ時でも2台分は格納するということになります。予算につきましては、当初9月補正予算で確保している分で払うことになっております。

総務課班長： 格納庫の建設事業費ですが、9月補正予算で社会資本総合整備交付金の中で1,846万円の事業を取っております。以上です。

9番： すると2,500万円程度ということですから、その分も増項になるのですか。

地域整備課長： 手元に資料がなかったものですから金額を間違えました。今、財政班長が言われた通りの予算になるはずです。

議長： 他に質疑ありませんか。

3番： 24頁第7款商工振興費の中で伺います。1点目ですが、印刷製本費16万8,000円ございます。年賀状の関係だと思っておりますが、大変年賀状の売れ行きが悪いということで、総務課長が大変苦労していたようですが、その実績について1点。もう1点がその下の広告費126万円とございますが、この中身について伺います。

産業振興課長： 初めに印刷製本費でございますけれども、今齋藤議員さんから質問されましたけれども、年賀状の図柄を土偶にしまして、広く全国に舟形町が国宝に指定されたと周知したいということで、町民の皆様にもお願いを致しまして、1万枚を目標に頑張った訳でございますが、実際最終的に7,800枚ということで8割程度消化することができまして、大変ありがとうございました。それから広告料でここに126万円ございますけれども、12月1日付で山形新聞の両開きの面に町長と地域住民代表の皆さんからそれぞれ土偶にまつわるお話、まちづくり等について広く語って頂きまして、それを全県下か、または町の方でも別途100分程頂いておりますので、関係者の皆さんにお配りしながら、土偶を中心とした更なるまちづくりに頑張っていきたいと山形新聞を中心として活用させて頂きたいと考えております。

3番： 年賀状は1万枚の予定で7,800枚ということですが、最初に私達に年賀状のデザインを見させて頂いた時にも皆さんが申し上げた通りに、デザインが紙上を全部埋まってしまっていて手書きする部分が少ないという批判と言うか、そういう意見もあったようでございますが1万枚を予定して7,800枚にしかならなかったという反省点はどの辺にあったのか、課長の意見でもよろしいので、その辺もお願いします。

あと126万円ですが、昨日一昨日の質問でも私が申し上げた新聞だとは思わなかったので、こんなに126万円も掛けて良いものかということは、今思っているところでございますが、質問の中でどんどんPRしなくてはならないと私は申し上げていたのですが、あのような形でのPRも必要かとは思いますが、126万円も掛けて新聞紙上でやるべきものなのか、その辺りについてお伺いしたいと思います。

産業振興課長： 初めに年賀状のデザインでありますけれども、町の方でも業者さんの方から何10種類のデザインをして頂きまして、町の中で選考会のようなものを作りまして、女性等の意見なども聞かなくてはならないということで、最終的に20数枚から10数枚、6枚、4枚、最終的に1つの図柄になったものですから、それで決定した訳でありますけれども、年代等によりまして、色につきましても好き嫌い等があり、今ご指摘ありました通り、字を書くところが少ないというご批判もありましたので、反省もしなくてはならないと思っています。どうしても職員の方も今回大分協力して頂いた訳でありますけれども、弔慰等でなかなか出せないという方もおりますし、舟形町には沢山の福祉施設がありまして私達も少し期待していた部分もあったのですけれども、福祉施設の方はそれぞれ福祉関係で色々と協力しなくてはならない感じがあり、協賛施設で作ったものと何か関係がありまして、その辺で私達も想定していたのですが、それが殆どできなかったということで、その辺りが伸び悩んだと思いますし、もう少し期間があれば町民の皆さんにもっともっと啓蒙していけば、1万枚位までいけたのかもしれないという反省はしております。それから一昨日も斎藤議員さんからも紙上での座談会について評価して頂きまして喜んでいたところでもありますけれども、金額についてのご質問でございますけれども、本来でありますと片面全面でこの金額と言われました。ただ、山形新聞と町の企画ということで、これまでも舟形町とは色んな付き合いがあるということで、初めは半面だけだったのですけれども、全面と言いますか、開いて両面になったという経過があります。当然、高い、安いというご議論はあるかと思いますが、広く県内全域、または関係者の皆さんも山形新聞を取っておりますし、ネット等でも見ることができますので、その効果については高いものがあると私達は確信しておりますし、そこで町の代表の方から色んなアイディア等も述べて頂いておりますし、そういったものをこれから町の施策の中で生かせるものは生かしたいという町長の考えもありますので、決して無駄ではなかったのではないかと考えておりますので、ご理解の程宜しくお伺いしたいと思います。

3番： 年賀状についてやる、やらないということについては、これからの話でしょうけれども、是非やるのであれば、もう少し時間を掛けてデザイン等々を検討して頂きたいと思います。広告料につきましては、掛けてしまった訳でございますので、今課長がおっしゃったように最後の総括で町長が申し上げていた形で、町長が先頭に立ってこの縄文の女神を活用した観光産業振興に努めて頂きたいと思います。

議長： 他に質疑ありませんか。

2番： 第6款1項10目の農村環境改善センター管理事業費の中に修繕料28万8,000円とありますが、その修繕の中身について。その次が、第7款1項4目商工振興費の企業誘致対策事業21万9,000円とありますけれども、どのような対策を行ったのかということでもあります。あとは第10款3項1目中学校管理費133万1,000円の内容等を見ますと通常の業務における経費のように感じる訳であります。そういう経費が何故、当初予算の中に盛り込めなかったのか。何故、今になってこれだけの数字がでてきたのか。以上であります。

産業振興課長： 23頁の農村環境改善センターの修繕料でございますが、これも先程と同じように東北保安協会さんに委託しておりますけれども、その中で高圧ケーブルが交換しなければならない時期に来ているということで、高圧ケーブルの交換になります。それから25頁の企業誘致対策事業ですが、これにつきましてはふるさと特養事業を今進めておりますけれども、色んな法律の問題がございますなかなか直ぐには前にいかない状況にありますけれども、それらが少し認めて頂けるような仕組みが国の厚労省の方で内閣府内閣官房、そういったところが協力し合って三菱総研の方で、その年と農村の問題、維持交流を進めようというふうな研究会が立ち上がっております。その中で舟形町の要介護者を地域、ふるさとの方で特養等も含めまして交流を図りながら、そういった施設にも入居できるような仕組みもできないかという研究会の方に舟形町が進めている事業のプレゼンをすることになりました。12月13日の時に厚労省、内閣官房、そういった方々、大学の先生など20数名のところに出向きましてプレゼンをする訳でありますけれども、色んな問題点はどこなのかという改善をする為にはどういふところをどのように仕組みとして直せば良いかということが、今議論されている状況になっておりまして、それらの為に研究会の方に招かれ

まして、私共がプレゼンをすることがあります。それが12月と2月に予定されておりまして、それらの旅費になります。

教育次長： 中学校費ですけれども、議員がご指摘の通り、当初予算の方で管理費関係については十分に予算要求したつもりでいたのですけれども、平成23年度ベース、それ以前の状況を見て予算の要求をしたところ思うように計上ならない状況でありまして、更に公共下水道使用料29万3,000円とあります。これについて昨年水道のメーターを変えまして、その変化なのかどうか調査中なのですが、水道料金が随分上がっているような状況で今調査しているところです。ただ、請求分の支払いということで今回計上させて頂いておりますけれども、昨年までの実績分と戻したような格好での不足分を今回3月までの分と想定して要求をさせて頂いております。

2番： 最初に農村環境改善センターの修繕内容は分かりましたが、先程の説明の中でも生活学習センターでも質問しましたが、私が知りたいのはこの22年度と23年度の公的書類での利用施設での発行状況がどうなっているかということです。何故かと言いますと、やはり職員を配置して対応している訳ですが、町民へのサービスという観点から行っているというのは重々分かりますけれども、その利用状況は把握し切れておりませんので、公的な発行状況がどうなっているのか、今日の議会が終わるまでであれば教えて頂きたいと思っております。その次が企業誘致対策について役場職員の誰が行っているのかをお聞きしたいと思います。中学校関係では、私が1番おかしいと思うのは燃料費、コピー使用料が増えています。この辺は毎年の利用状況、使用状況からいけば、このような差異は出てこないのではないかと感じる訳です。そういったところをお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： 公的な証明書等の発行状況については、後程お示しをしたいと思いますので宜しくお願いします。それから25頁の企業誘致対策でありますけれども、これについては特養の誘致ということがありまして、町長、私、それから健康福祉課長の3名で各区役所の要望活動や厚労省に対する陳情活動、今回の三菱総研のプレゼンは3名で行っております。

教育次長： 先程の説明で漏れましたけれども、ご指摘の通りコピー使用料につきましては、当初昨年の実績よりも少ない積算で予算計上させて頂いております。実績ベースの積算ミスがこの使用料だけありました。その分が実績分に見合う分を今回計上させて頂いたところです。

議長： 他に質疑ありませんか。

(無しの声)

議長： 無いようですので、これを以て議案45号の質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

議長： 討論無しと認めます。

これから議案45号を採決します。議案第45号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第45号は原案の通り可決されました。

議長： これより13時15分まで休憩致します。(12:03)

議長： それでは休憩前に復し、本会議を再開致します。(13:15)

日程第3

議長： 日程第3 議案第46号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について議題と致します。朗読説明をお願いします。

総務課班長： 予算書の37頁をお願いします。平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,300万円とする。

第2項 歳入歳出予算補正の款項及び当該当区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成24年12月4日提出 舟形町長。

38頁です。第1表 歳入歳出予算補正、1、歳入、5款1項療養給付費交付金855万1,000円、6款1項前期高齢者交付金139万4,000円、7款1項共同事業交付金1,000万円、10款1項繰越金55,000円、歳入合計、補正前の額6億9,300万円、補正額2,000万円、計7億1,300万円。39頁です。2、歳出、2款1項療養諸費710万円、2項高額療養費1,280万円、3款1項後期高齢者支援金等10万円。40頁です。歳出合計、

補正前の額 6 億 9,300 万円、補正額 2,000 万円、計 7 億 1,300 万円。44 頁です。2、歳入、5 款 1 項 1 目療養給付費交付金 855 万 1,000 円、6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金 139 万 4,000 円、7 款 1 項 1 目共同事業交付金 1,000 万円、10 款 1 項 1 目繰越金 55,000 円。46 頁です。3、歳出、2 款 1 項 2 目退職被保険者療養給付費 700 万円、4 目退職被保険者療養費 10 万円、2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費 1,080 万円、2 目退職者被保険者高額療養費 200 万円、3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金 10 万円。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

議長： 無いようですので、これを以て質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

議長： 討論無しと認めます。

これから議案 46 号を採決します。議案第 46 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第 46 号は原案の通り可決されました。

日程第 4

議長： 日程第 4 議案第 47 号 平成 24 年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について議題と致します。朗読説明をお願いします。

総務課班長： 50 頁をお願いします。平成 24 年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次の定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 30 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 3,496 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算補正の款項及び当該当区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。平成 24 年 12 月 4 日提出 舟形町長。

51 頁です。第 1 表 歳入歳出予算補正、1、歳入、7 款 1 項雑入 30 万 4,000 円、歳入合計、補正前の額 2 億 380 万円、補正額 30 万 4,000 円、計 2 億 3,496 万円。52 頁です。2、歳出、1 款 1 項事業管理費 30 万 4,000 円の減、歳出合計、補正前の額 2 億 380 万円、補正額 30 万 4,000 円の減、計 2 億 3,496 万円。56 頁です。2、歳出、7 款 4 項 1 目 30 万 4,000 円の減。58 頁です。3、歳出、1 款 1 項 1 目水道事業管理費 30 万 4,000 円の減。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

議長： 無いようですので、これを以て、質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

議長： 討論無しと認めます。

これから議案 47 号を採決します。議案第 47 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第 47 号は原案の通り可決されました。

日程第 5

議長： 日程第 5 議案第 48 号 平成 24 年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について議題と致します。朗読説明をお願いします。

総務課班長： 62 頁をお願いします。平成 24 年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 271 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 1,191 万 1,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算補正の款項及び当該当区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。平成 24 年 12 月 4 日提出 舟形町長。

63 頁です。第 1 表 歳入歳出予算補正、1、歳入、3 款 1 項繰入金 245 万 5,000 円、5 款 2 項雑入 25 万 9,000 円、歳入合計、補正前の額 2 億 920 万円、補正額 271 万 4,000 円、計 2 億 1,191 万 4,000 円。64 頁です。2、歳出、1 款 1 項農業集落排水事業費 271 万 4,000 円、歳出合計、補正前の額 2 億 920 万円、補正額 271 万 4,000 円の減、計 2 億 1,191 万 4,000 円。68 頁です。2、歳入、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 245 万 5,000 円、

5款2項1目雑入25万9,000円。70頁です。3、歳出、1款1項1目農業集落排水施設管理費271万4,000円。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番： それでは農業集落排水施設管理費ということで70、71頁です。この修繕料は何に使ったのかということと汚泥処分委託料は、補正で対応しなければならなかった経過について質問致します。

地域整備課長： 修繕料につきましては、富田備水センターのアンレットブロワの修繕、原水ポンプ修繕、それと堀内備水センターのエジェクターポンプ修繕、幅地内のマンホール周りの舗装修繕ということです。それから汚泥処分委託料でございますけれど、これまで合併浄化槽については、升形に運搬して処理していた訳ですけれども、合併浄化槽の汚泥についても堀内に持って行き、コンポストにできるということで、今年からそちらに運んでおります。その運搬に対する委託料の増で130万円程の補正を上げております。

4番： 処分料については理解しました。汚泥処分に関しては、升形に行った分を堀内に持って来たということは、運搬料に関して今までよりも経費が少なくて済むようになったかということの質問が1点と、その少なくなった減額分はどこに出てくるのか質問致します。

地域整備課長： 運搬量につきましては当然距離が短くなりますので、少なくなっていることとなります。それと今まではその処分料と致しまして、その金額につきましては、広域のゴミ処理分の負担金として健康福祉課の方で見ていたものであります。その汚泥はコンポストにも使えるということで堀内に持って行って処理しているという形になります。

4番： 自分達で出た廃棄物に関しては、自分達の処理施設で処分する、再利用するというのは非常に良いことだと私は簡単にそう思いますけれども、ただ、升形に運ぶという部分に関しては当初予算で見込みを付けていたはずだと思うのですが、それよりも堀内に持って来た分というのは料金が安く済む訳でしょうから、その差額分が今分からないならば、後で教えて頂ければ良いのですが、当然理に適うと言いますか、予算が少なくて済むということもあろうかと思い、その減額分がどの位あり、予算がどの位浮いたのかということで質問した訳です。分からなかったら後で教えて頂ければ結構です。

地域整備課長： それでは今資料がございませんので、後程佐藤議員に示したいと思っております。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

議長： 無いようですので、これを以て、質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

議長： 討論無しと認めます。

これから議案48号を採決します。議案第48号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第48号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 議案第49号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題と致します。朗読説明をお願いします。

総務課班長： 74頁からお願いします。平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ62万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,662万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算補正の款項及び当該当区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成24年12月4日提出 舟形町長。

75頁です。第1表 歳入歳出予算補正、1、歳入、2款1項繰入金55万8,000円、3款1項繰入金68,000円、歳入合計、補正前の額18万6,000円、補正額62万6,000円、計1億8,662万6,000円。76頁です。

2、歳出、1款1項公共下水道事業費62万6,000円、歳出合計、補正前の額1億8,600万円、補正額62万6,000円、計1億8,662万6,000円。80頁です。2、歳入、2款1項1目一般会計繰入金55万8,000円、3款1項1目繰越金68,000円。82頁です。3、歳出、1款1項1目管理費62万6,000円。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

議長： 無いようですので、これを以て、質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

議長： 討論無しと認めます。

これから議案49号を採決します。議案第49号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第49号は原案の通り可決されました。

日程第7

議長： 日程第7 議案第50号 舟形町公共施設整備基金条例の設定について議題と致します。

総務課長： それでは議案書の6頁をお願いします。議案第50号 舟形町公共施設整備基金条例の設定について、この提案理由でありますけれども、町の財政の健全化を図りながら公共施設の耐震補強等第規模改修事業や整備を促進する為に本案を提案するものであります。7条までなっておりますけれども、条例案について1条からご説明申し上げたいと思います。初めに設置でありますけれども、第1条と致しまして町の公共施設の整備資金に充てる為、舟形町公共施設整備基金を設置する。次に積立でありますけれども、第2条としまして、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。管理でありますけれども、第3条と致しまして、基金に属する現金は、金曜機関への預金その他最も確実且つ有利な方法により管理しなければならない。第4条としまして運用の基金でございますけれども、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。第5条繰替運用でありますけれども、町長は財政上必要があると認める時はとありますけれども、これはどういう時かと言いますと、前回国会の方で色々ありまして特例公債等が国会で審議されなく、なかなか議決ができないということで、本来であれば定期的に地方交付税が町に配分になってくる予定でありましたけれども、それは当然財政の方でも見込みながら、健全運用に努めてきた訳ですけれども、これがなかなか遅れたりしまして、他の市町村でも市中の金融機関等からの借入等をした自治体もあったようでございますけれども、そういうふうには財政上、どうしても必要があると認める時には多分このようなことが想定できるのかと思いますけれども、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計減菌に繰り替えて運用することができると繰替運用第5条として入れさせて頂きました。基金は次の事業の費用を充てる場合に処分を行うことができる。2つありまして、1つが、公共施設の建設、改修及び耐震補強に掛かる経費。先程予算の中でも庁舎の設計等の委託が出ておりますけれども、そういった耐震補強の費用に使うことができるとしております。もう1つが、公共施設としての活用を目的とした、土地や建設の購入に係る経費と上げさせて頂きました。後は第7条と致しまして、それ以外については町長が別に定めるとしてあります。その附則と致しまして、この条例は公布の日から施行する。これに伴いまして関係条例の廃止でございますけれども、1つは舟形町役場建設基金の設置、管理及び処分に関する条例は平成6年3月条例第6号。それからもう1つは、舟形町立学校及び厚生福祉施設等の建築の為の基金の設置管理及び処分に関する条例(昭和45年3月条例第7号)ですけれども、これに伴いまして廃止するというところでございます。それから3つ目としまして、前項の規定により廃止される条例によって減に維持されている現金は、この条例の施行と同時にこの条例に基づく基金に編入するものとする。その2つの基金の10月末日の現在高でありますけれども、松田会計室長さんから調べて頂きましたものでありますけれども、公共施設建設に関する基金と致しまして、現在2億2,910万2,291円がございまして、それから庁舎建設基金でございまして、これが2億314万5,235円、2つ合わせますと4億3,224万526円となっております。これを新たに設置した基金の方に編入するというようになっておりますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

議長： 無いようですので、これを以て、質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

議長： 討論無しと認めます。

これから議案50号を採決します。議案第50号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第50号は原案の通り可決されました。

日程第8

議長： 日程第8 議案第51号 舟形町舟形若あゆ温泉『清流センター』等並びに舟形町ふれあい広場の指定管理者の指定について議題と致します。

総務課長： それでは、議案第51号 舟形町舟形若あゆ温泉『清流センター』等並びに舟形町ふれあい広場の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。初めに提案理由でありますけれども、株式会社舟形振興公社が、平成22年4月1日から指定管理者として舟形町舟形若あゆ温泉『清流センター』等並びに舟形町ふれあい広場の管理業務を行っており、平成25年3月31日で期間満了となる為、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。初めに舟形町振興公社の概要についてご説明させて頂きたいと思っております。議員の皆さんもご存知だと思いますけれども、この公社は舟形町が100%出資をしてできた振興公社であります。1,000万円の基金と致しまして、200株、50,000円でございますけれども、100%町の所有であります。平成9年3月3日に設立をしております。現在の代表者でありますけれども、代表取締役としまして豊岡ノブヒロ前舟形副町長が社長を務めております。12月でありますけれども、現在正職員が4名、嘱託職員が4名、臨時職員が2名、10名の体制で行っております。期間と致しまして忙しい時期にはパート等を雇いながらしておりますけれども、現在は10名体制でしております。そして平成10年から平成17年度までの8年間ありますけれども、舟形若あゆ温泉『清流センター』等の管理運営を町の方から受託をしております。そして新たに指定管理制度ができて、平成18年度からとりあえず2年間、指定管理者制度により、管理運営を行っております。その後、平成20年から21年までの2年間、同じように指定管理者制度で管理運営を行っております。今回22年度から24年度までの3年間で期間が終了となりますので、新たに今回平成25年度から27年度まで、同じように3年間の指定をお願いしたいということで、今回お諮りしております。8頁に戻って頂きまして、管理を行わせる主な公の施設の名称でございますけれども、清流センターの方が、清流センター、コテージからずっといきまして駐車場までの施設となっております。(2)としまして、舟形町のふれあい広場、テニスコートから多目的広場、駐車場まで含め、この施設を管理するとなっております。2番目としまして、指定管理者となる団体の名称、今ご説明申し上げましたように、株式会社舟形町振興公社となっております。指定期間ありますけれども、前回と同様の平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間となっております。前回更新する時も議員の皆さんからも色々ご心配等も数多く指摘されておりますけれども、今回も従業員一同、一昨年の震災等で業績が若干落ち込んでおりますけれども、20,000人程度落ち込んでおりますけれども、今のところ平成22年度の利用目的14万人を目的にしておりますけれども、何とか平成25年度も協力し合いながら14万人を達成したいということで、3月までは24年度でございますけれども、そういった大きい目標に向かって頑張っております。また引き続き、振興公社の方も町民の皆様にも大分定着していますし、また従業員の皆さんも全員舟形町の方でもありますし、議会のご指摘につきましても、その都度改善等を行っておりますので、引き続き、また指定して頂けるように宜しくお願ひしたいと思います。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番： 指定に関しては問題ないと思っております。先程説明ありました社長に関してですが、今尚、前副町長がこの社長に就任している理由、そういう認識でよろしいのでしょうか。

総務課長： 役員会でも議論になりまして、年度途中であるということで3月いっぱいまでは、社長職を続けていきたいということで、取締役会議では承知をしております。

4番： 社長として就任して頂く限りは、この運営に関して社長としての方向性なりときちんと社員に指導しながら、今持って運営をしているという捉え方でよろしいのでしょうか。やはりどこでは言いませんが、雑談の中ですけれども、やはり社長、社員を管理する者と従業員との兼ね合いの中で、どちらが社長なのか分からないという話になっております。そういう話が出てくること自体、どの位社長業として運営に関して、若あゆ温泉や清流センターをしっかりと運営しているのか、尚更減客になっているということであるならば、やはりしっかりとした対応をしていかなければならないという意味では、その社長業に関しても、きちんと報酬を支払ってやっているのか、それとも無報酬でやっているのかということにも関係してくると思います。その辺、どのように理事会、或いは役員会の中で話になっているのか、もう1度再質問させていただきます。

産業振興課長： 現場の方に支配人がおりまして、支配人も取締役になっておりますので、取締役の会議にも出ておりますし、また社長の豊岡に関しましても、支配人と電話等々で連絡を取りながら連携を深め

てやっております。また、報酬等は、役員は1円も頂いておりません。

4番： 逆にお金を貰っていないということが、ある意味責任がないという状態になっているのではないかと私はある1部感じます。「お金を貰っていないのだから、業務に対しても言うことはない」「給料を貰っている人間がしっかりやれば良い」ということにはならないのでしょうか。そういった気質の面から言っても、色んな雑談をする中で、この若あゆ温泉の中での業務員と使用者との関係が指摘されている訳ですから、そういったところの見直しも当然していくべきではないかと考える訳でありますけれども、どうでしょうか。

産業振興課長： ご指摘されますように、これまで副町長という公職にありまして、私も取締役をさせて頂いておりますし、前産業振興課長も取締役になっていた訳ですけれども、当然公職にある者はその他の給料等は一切頂いてはならないという法的な縛りもありますので、それは当然貰えない訳でありますけれども、今回副町長につきましては退任されていますので、一般人と言いますか、そういう形になりますので、今ご指摘ありましたように、次の役員会等で監査の方とも協議しながら、そのことについて検討して参りたいと思います。

議長： 他にありませんか。

3番： 1点だけ教えて頂きたいのですが、この温泉地域にある薫風釜の施設と観光情報館は誰の周遊なのですか。

まちづくり課長： 土地については、当然町の土地になっていまして、薫風釜については町の方で商工振興お土産品開発ということで、そこに増築した部分に関しては、沼澤さんのお金で増築して頂いて、その物については町に寄付をして頂いているという形になっております。ただ、そこで発生している電気料については、使用料を振興公社に、管理している団体に支払っているということになります。観光情報館につきましても町の施設でありまして、そこを商工会で運営する観光情報館に貸しているということになります。

3番： そうしますと、薫風釜と情報館は町の物だということで、振興公社と切り離されたということでそれぞれから賃貸を貰って貸しているということですか。因みに月幾ら位の賃貸料になっていますか。

まちづくり課長： 情報館については承知しておりませんでしたので、産業振興課の方でお答え頂ければと思います。薫風釜については、1ヶ月10,000円貰っております。

産業振興課長： 観光情報館につきましては、大山観光班長の方からお願いしたいと思います。

産業振興課商工観光班長： 情報観光館の使用料については、今貰っていないような状態です。

3番： 貰っていないというのは無料でお貸ししているということですか。先程、町の物という話でしたが、そこのところをはっきりさせて頂きたいと思います。

産業振興課長： 大山班長から無料ということでやっておりますが、商工会の方では、情報観光館の方でやっておりますので、町のコテージのような物を改造してやっている訳でありますけれども、当然無料にしましても賃貸契約をしていると思いますので、契約書の内容を見て後程ご説明をしたいと思います。

議長： 他にありませんか。

(無しの声)

議長： 無いようですので、これを以て、質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

議長： 討論無しと認めます。

これから議案51号を採決します。議案第51号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第51号は原案の通り可決されました。

日程第9

議長： 日程第9 閉会中の所管事務調査報告を議題とします。初めに佐藤広幸総務振興常任副委員長より報告を求めます。

4番： 平成24年12月6日舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 野尻益夫。所管事務報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記の通り報告致します。記。平成24年10月23日から24日の2日間に亘り、秋田県立横手青陵学院中学、高等学校の雪冷房システムと岩手県北上市の農事組合法人二子中央営農組合の取り組みについて視察研修を行いました。青陵学院は、平成16年に

開校した中高一貫教育の学校で、新設当初にNEDOの補助金を利用し、総工費1億2,856万円を掛けて雪冷房施設を整備し、厨房、図書館、メディアホール等に冷風を送っています。雪冷房設備は、蓄雪量900t、冷房面積2000㎡、融解水循環方式を取り入れ6月から9月までの外気温が30℃以上の時に室内温度を28℃に設定し、利用されています。問題点として自然融雪量が60から70%と高いこと、給食厨房室の運転時間が長いこと、保守点検費に年間20万円、氷室に雪を投入する費用として年間50から60万円掛かることが問題として挙げられました。舟形町で導入する場合、新設大規模工事等を行う際に、国、県の補助を受けながら進めるべきと思います。二子中央営農組合は、組合員数89名、総面積90.8ha、転作率39%で運営され、米、里芋、大豆をブロックローテーションにより栽培し、連作障害を受けない形で3作物を栽培し、定着させています。米に関しては、大手外食チェーン店に卸し、里芋に関しては、近隣に選別工場を持ち、独自のブランド化を図るなどして高値で販売をしていました。当町においても、より一層の農地の集約、集団化を推進し、独自のブランド化を図った農作物の必要性を感じました。以上です。

議長： 只今の総務振興常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑ありませんか。

(無しの声)

議長： 無いものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

議長： 討論無しと認めます。これから総務振興常任委員会閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り、決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって閉会中の所管事務調査報告は、報告の通り決定致しました。

次に大場文教民生常任委員長より報告を求めます。

6番： 平成24年12月6日舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長 大場清之。所管事務調査報告。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記の通り報告致します。記。1. 日時、平成24年10月23日から24日。2. 目的、廃校舎利活用の取組み状況について。3. 研修地、岩手県西和賀町「小規模多機能ホーム雪つばきの里」4. 研修内容、130年の伝統がある小学校の廃校決定を受けて、各地域の代表者が発起人となり「NPO法人新田郷コミュニティ雪つばきの里」を設立しました。この法人が主体となり、施設の開設準備室を設置し、各地域での住民説明会を開催するなどして、平成24年6月に補助事業（事業費4,150万円、国庫補助金3,300万円、町補助金300万円、借入550万円）により、小規模多機能居宅介護事業による高齢者施設として整備を行ったものです。施設の機能については、①「通いサービス」を中心に介護状況に合わせて「宿泊、訪問サービス」を組み合わせた「24時間、365日」体制での介護サービスを提供する施設。②地域の新たな拠点としてのコミュニティ施設。③災害時に地域の避難場所としての機能を備えた施設であり、利用希望者の見学や相談も増加傾向にあり、グラウンドなど地域交流の場所としても活用されている施設です。現在、当施設は1階部分のみの利活用ですが、今後はエレベータの設置などにより、2階部分については、高齢者向けアパートとして活用する計画でした。本町においても高齢者向けアパートの要望もあることから、地域拠点の機能を備えた高齢者向けアパートとしての利活用について、今後の跡地利用検討において参考にしていきたいと感じました。

議長： 只今の文教民生常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑ありませんか。

(無しの声)

議長： 無いものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

議長： 討論無しと認めます。これから文教民生常任委員会閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り、決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって閉会中の所管事務調査報告は、報告の通り決定致しました。

日程第10

議長： 議員派遣について事務局朗読。

事務局： 朗読致します。議員派遣の件。平成24年12月6日。次の通り議員を派遣する。1. 舟形町教育懇談会。(1) 目的、出席要請の為。(2) 派遣場所、中央公民館。(3) 期間、平成24年12月12日。(4) 派遣議員、大場清之議員。以上です。

議長： 質疑ありませんか。

(無しの声)

議長： 質疑を終結致します。

討論ありませんか。

(無しの声)

議長： 討論無しと認めます。

これから議員派遣の件を採決します。只今朗読した通り議員を派遣することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議員派遣については原案の通り、可決致しました。

これをもちまして、12月定例会に付された事件は全て審議終了致しました。町長より、お礼の申し出がありますので、受けます。

町長： それでは一言御礼申し上げます。12月4日から今日までの3日間に亘っての12月定例議会に申し上げました8議案について、全会一致でご決議賜りまして心から御礼申し上げたいと思います。今年は1月の2年続いた大雪、豪雪から始まりまして、更に毎月、毎日のように発生する地震、集中豪雨、ゲリラ豪雨、竜巻、突風など、これまで経験したことのない自然災害が全国的に発生した年でありました。そのような中、舟形町の1番明るいニュース、20年前に発掘されました西ノ前土偶、9月6日に正式に国宝に指定されたことであります。今回の国宝指定。3年目を迎えました第6次舟形町総合発展計画の推進、まちづくりの大きな弾みにして参りたいと思います。さてこの度は、衆議院の解散に伴う総選挙が執行される訳であります。今の時代は長引く円高、不況、世界的な金融不安、社会保障と税の一体改革、TPPへの対応、国地方の財源不足、そして東日本大震災の復旧など、課題が山積しております。このような中で来年度の予算編製の要となるこの最大の財源、地方交付税を含む国の財政計画の動向であります。先月の21日に山形県の町村長と総務省の幹部職員との意見交換会では、例年は年内に決定される当初予算並びに地方財政計画が師走選挙の影響で年明けにずれ込むことが予想されるというお話でありました。従って舟形町の今月12月は、25年度の当初予算の要求時期になります。冬眠する舟形町の課題、第6次基本計画、過疎計画による計画的な事業の具現化の為の予算編成については、今申し上げた通りに国県の動向なり、情報を踏まえながら対応していかなければならないと思っております。尚、今議会に議員各位から色々な発想、創意工夫、建設的な意見、提言につきましては、課長等会議で精査しながら、財政計画緩急性というものを重視しながら執行して参りたいと思います。今後共に議員の皆様には、更なるお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。いよいよ今年も残り20日余りになりましたが、町民の皆様、並びに議会議員の皆さんに置かれましては、良い年を迎えまして、来る平成25年のご健勝で実りある幸多き年でありますよう心からご祈念申し上げます。御礼のご挨拶と致します。ありがとうございました。

議長： 以上をもちまして、平成24年 第4回舟形町定例会を閉会致します。長時間の慎重審議ご苦勞様でございました。(14:07)